

令和元年第3回

千早赤阪村議会定例会
会 議 録

令和元年 9月 3日 開会

25日間

令和元年 9月 27日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和元年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

令和元年9月3日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

書 記 辻 元 絹 代

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 中 野 光 二

理 事 藤 本 佳 奈

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

会計管理者兼
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

理事兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 上 田 知 弘

教 育 課 長 森 田 洋 文

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第53号 千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例
制定について

- 日程第 5 議案第 5 4 号 千早赤阪村印鑑条例の改正について
- 日程第 6 議案第 5 5 号 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の改正について
- 日程第 7 議案第 5 6 号 千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の改正について
- 日程第 8 議案第 5 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正について
- 日程第 9 議案第 5 8 号 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正について
- 日程第 10 議案第 5 9 号 千早赤阪村消防団条例の改正について
- 日程第 11 議案第 6 0 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 12 議案第 6 1 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 6 2 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 6 3 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 報告第 3 号 平成 30 年度健全化判断比率について
- 日程第 16 報告第 4 号 平成 30 年度資金不足比率について
- 日程第 17 議案第 6 4 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 議案第 6 5 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 議案第 6 6 号 平成 30 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 議案第 6 7 号 平成 30 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 議案第 6 8 号 平成 30 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 議案第 6 9 号 平成 30 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について

午前１０時００分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第３回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんおはようございます。

令和元年第３回の９月決算議会がただいまから始まります。非常に急に涼しかったのが暑くなりましたが、皆さんおそろいでどうもありがとうございます。

ちょうど千早赤阪村は、平成の時代、非常によくない時代でございました。木材の価格は、平成５年ごろから低下いたしまして、立木はほぼゼロとなりました。また、村の交通の便の悪さから住民の減少がとまらず、特に生産年齢の離村が多く、税収の悪化がとまりません。この傾向は今でも続いておりますが、これも交通の便の悪さが一番の原因かなと私は思っております。

私は、村の今の状況から見ますと、恐らく今の村は最低かなと思います。ただ、何でも一緒でございますが、悪くなれば、後はこれ以上悪くなることはございませんから、恐らくこれからよくなるのかなと、そう思っておりましたところ、３月１５日にはロープウェイの運行を停止せざるを得ないような状況となりました。恐らく、これが村にとって一番悪い最後のことではないかなと、私はそういうふうに期待しております。

株の値段でも一緒でございますし、人生でも同じでございますが、悪くなったら後はよくなるしかないということを私は信じて、大いにこれから令和の時代に期待しているところでございます。

先日、京都大学の国のレジリエンス、いわゆる国土強靱化のグループ長でございました藤井聡先生とお話しすることがございました。先生のお話の中では、千早赤阪村、おたくの村もそうでしょうが、日本の行政は全てそうやし、日本の経済界も一緒ということで、日本は非常に経済的によくなり過ぎたので、皆さんこれ以上望まない、いわゆる投資が完全にとまっちゃったと。そのおかげで、日本は中国に負けました。また、日本の行政も今停止しているのは、皆さん財政の健全化をメインにして、投資をどんどん抑えたからかなというふうな話をお伺いいたしました。

私どもの村は、小学校、中学校も耐震も全て済みましたし、エアコンもちゃんとセットいたしました。また、この建物もそうでございますし、くすのきホールでも一緒でございますが、いわゆるＥＳＣＯ事業で、昨年全てやりかえましたところ、非常にことしの暑い

夏も快適に仕事ができる状況になりましたし、また認定こども園の工事も今非常に進んでおります。

そういうことで、とりあえず私どもの村も投資をおくれずにやってきた。それとともに、財政にもほとんど影響を与えないような状況でそれができたということで、これは非常にありがたいことかなと思います。

そういうことで、将来の見通しさえ十分できれば、ちゅうちょなく投資すべきやというのが藤井先生の話でもございますし、これからも村の将来、必ず明るくなるような見通しが見えたら、ちゅうちょなく投資しながらダイナミックな村づくりに進んでいきたいと思っていますので、議員の皆さんもぜひこれからも協力あるいは御提言いただきながら、一緒になっていい村づくりを始めたいと思います。どうぞよろしく願いいたしまして、簡単ですが御挨拶といたします。

○田中議長 ありがとうございます。

次に、８月２７日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 それでは、報告いたします。

去る８月２７日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、議案第５３号から議案第６３号までの１１議案、財政指標の報告２件、議案第６４号から議案第６９号の決算認定６議案の１９議案でございます。

審議方法につきましては、議案第５３号から議案第６３号までの１１議案は、村長の提案理由の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。

次に、報告第３号から議案第６９号までの報告２件及び決算認定６議案を一括議題とし、監査結果の報告、報告第３号及び報告第４号の財政指標の報告を行い、議案第６４号から議案第６９号の６議案について、村長の提案理由及び総括質疑の後、決算特別委員会を設置して審議することに決しております。

なお、今期定例会の会期は本日９月３日から９月２７日までの２５日間と決しておりますので、あわせて御報告を申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、6番藤浦議員、7番山形議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月3日から27日までの25日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月3日から27日までの25日間と決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第3、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の田村議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。

田村議員。

○田村議員 それでは、令和元年第1回南河内環境事業組合議会定例会の御報告をさせていただきます。

令和元年8月19日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容を御報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、組合事務局から組合管理者、副管理者及び副管理者副市長、組合議会議員の異動の報告をされた後、議会運営委員長から委員会開催の結果報告として、運営委員の異動とこれに伴い新たな正副委員長が選出されたこと、確認事項として、提出議案は議案書のとおりとし、会期を1日とする報告に続き、議員研修の実施に関する申し合わせについて確認され、承認されました。

続いて、組合事務局から本会議前に、第2清掃工場基幹的設備改良工事請負契約にかかわる入札から議案上程に至る経過及び平成30年度決算についての概要説明がありました。

なお、決算説明に関連して、ごみの一般持ち込みに際してごみシールの使用の要望がございました。

また、清掃工場のダイオキシン類測定結果が提示され、特に問題のない値でございました。

続きまして、本会議の提出案件につきまして順に申し上げますと、報告第1号管理者の

異動については、今回新たに吉村善美富田林市長が５月２３日付にて管理者に選出された報告でございました。

報告第２号副管理者及び副管理者副市長の異動については、まず組合副管理者である古川照人大阪狭山市長が再選により本年４月２７日付にて引き続き組合副管理者に就任され、また置田保巳富田林市副市長が本年６月１８日付にて組合副管理者副市長に就任された報告でございました。

報告第３号組合議会議員の異動については、富田林市から西川宏議員、吉年千寿子議員、辰巳真司議員、遠藤智子議員、京谷精久議員が、河内長野市から奥村亮議員が、大阪狭山市から北好雄議員、松尾巧議員が、千早赤阪村からは田村陽議員が新たに選出された報告でございました。

選挙第１号組合議会副議長の選挙については、前副議長の辞職により副議長が欠員となっておりましたので、指名推選により大阪狭山市選出の北好雄議員が選出されました。

議案第１号令和元年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出それぞれ４３０万２，０００円追加し、歳入歳出総額を２４億８，１８４万７，０００円とし、あわせて地方債を補正するもので、原案のとおり可決されました。補正の内容は、本年４月１日付人事異動等に伴う職員人件費並びに残滓処理事業における大阪湾広域埋立処分場災害復旧事業費の補正でございました。

議案第２号南河内環境事業組合第２清掃工場基幹的設備改良工事請負契約締結については、第２清掃工場を長期的に使用できるよう、施設の基幹的設備であります機械設備等の改良工事を行うため、日立造船株式会社と契約金額２４億９，４８０万円で工事請負契約を締結するもので、原案のとおり可決されました。

なお、工期を議決日の翌日から令和４年３月１０日までとしています。

監査報告第１号例月出納検査の結果報告については、地方自治法第２３５条の２第１項の規定に基づくもので、平成３０年度の１月から５月分及び令和元年度４月から６月分に関する例月出納検査の結果が監査委員から報告され、特に問題はなかったとのことでございました。

認定第１号平成３０年度南河内環境事業組合一般会計歳入歳出決算については、歳入総額２２億３，９１６万８，９６８円、歳出総額２１億２，１１６万９，２５５円の決算について、地方自治法第２３３条第３項の規定により議会の認定に付されたもので、原案どおり認定されました。

なお、決算に関する主な質疑並びに要望は以下のとおりでございました。

台風２１号等に伴う災害廃棄物の受入料とその処理経費及び災害に対する取組みについ

ての質疑があり、災害廃棄物受け入れ処理経費相当額及び隣接団体との災害対策支援協定締結の状況等答弁があり、今後も市町村との連携を一層強化し、災害に備えられるよう要望がございました。

次に、市町村ではごみ集積場から金属類が抜き取られることが問題となっていることに関連し、財産売却収入における残滓選別鉄売却代金等の処理についての質疑があり、平成30年度と平成22年度の収入額比較について答弁があった後、要望として、収入確保の観点から市町村担当者の会議等において、金属類の抜き取り防止対策の検討依頼がございました。

同意案第1号南河内環境事業組合監査委員議会選出の選任につき同意を求めることについては、河内長野市選出の浦尾雅文議員を議会選出監査委員に選任するもので、原案のとおり同意されました。

同意案第2号南河内環境事業組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、6市町村により共同設置された南河内広域公平委員会の委員3人を組合公平委員に選任することとしているもので、そのうち渡邊信昭委員の組合公平委員としての任期が満了となることから、引き続き選任し、また新たに南河内広域公平委員に就任された北川和郎氏を組合公平委員として新たに選任するもので、原案のとおり合意されました。

以上、簡単でございますけれども、これをもちまして令和元年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で諸報告を終わります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、議案第53号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第53号は、千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例制定についてでございます。

本議案は、千早赤阪村役場内簡易郵便局が窓口販売用に調達している郵便切手や収入印紙等を基金の資金で購入するため、条例を制定するものでございます。

御議決いただきますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第53号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~



○田中議長 議事日程第5、議案第54号千早赤阪村印鑑条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第54号は、千早赤阪村印鑑条例の一部改正についてでございます。

本議案は、女性活躍推進の観点から、住民票等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、村が発行する印鑑証明書においても旧氏の記載が可能となるように村印鑑条例の一部を改正するものでございます。

また、性同一性障害等に配慮し、印鑑証明等に男女の別は記載しない旨の改正でございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○田中議長 議案第54号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第55号一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第55号は、一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法が改正され、それに伴い所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第55号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第56号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５６号は、子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、子ども・子育て支援法の一部改正や内閣府令等の改正のほか、関係政令の改正法の施行により幼児教育・保育の無償化に伴う必要な規定の改正を行うものです。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第５６号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、文教建設常任委員会に付託をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第８、議案第５７号千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５７号は、千早赤阪村国民健康保険診療所条例の一部改正についてでございます。

本議案は、消費税率改正に対応できるよう、また死体検案書、その他診断書及び証明書や、うち、簡易なものについての額の規定等所要の改正を行うものであります。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第５７号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第９、議案第５８号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第５８号は、金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の一部改正についてでございます。

本議案は、良好な自然環境を確保するため、本村に生息する野生の動物等を保護野生動物として指定するため、所要の改正を行うものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

○田中議長 議案第５８号につきましては、会議規則第３８条第１項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 議事日程第10、議案第59号千早赤阪村消防団条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第59号は、千早赤阪村消防団条例の一部改正についてでございます。

本議案は、成年被後見人等人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な内容は、消防団員の任用に係る欠格事項の見直しでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第59号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第60号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第60号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1億166万4,000円を追加いたしまして、予算総額を39億590万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、人事異動に伴う人件費の組み替えや平成30年度繰越金確定に伴い、財政調整基金及び村債管理基金への積み立て、各種国庫負担金などの返還、プレミアム付商品券換金業務に係る経費などを補正するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第60号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第61号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第61号は、令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、診療施設勘定の歳入歳出それぞれ69万2,000円を追加いたしまして、予算総額を3,249万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成30年度千早赤阪村国民健康保険診療所運営事業赤字補てん助成金を増額するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第61号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第62号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第62号は、令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ375万9,000円を追加いたしまして、予算総額を7億2,435万2,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、平成30年度の介護給付費及び地域支援事業等の確定に伴う国庫府費負担金並びに支払基金への精算返還金や第8期介護保険事業計画における委託料などを増額するものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第62号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第63号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第63号は、令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ76万7,000円を追加いたしまして、予算総額を2億

4, 492万3, 000円とするものでございます。

主な内容でございますが、消費税増税に伴うシステム改修による大阪広域水道企業団への事務委託料76万7, 000円を増額するものでございます。

財源につきましては、下水道使用料を充てるものでございます。

御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○田中議長 議案第63号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、報告第3号平成30年度健全化判断比率についてから議事日程第22、議案第69号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの報告2件及び決算認定6議案を会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

監査委員を代表して監査結果報告をお願いいたします。

千福監査委員。

○千福議員 それでは、監査委員を代表しまして、平成30年度監査報告をさせていただきます。

平成30年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書並びに健全化判断比率について、去る令和元年8月2日、5日、6日に提出を受けた書類に基づき審査を行った。

なお、監査委員の合議により、以下の意見を付す。

1、健全化判断比率。

財政の健全性に関する比率。

1、実質赤字比率。

一般会計の実質収支額8, 632万4, 000円の黒字額で問題なし。

2、連結実質赤字比率。

一般会計と6特別会計の実質収支額1億2, 572万7, 000円の黒字額で問題なし。

3、実質公債費比率。

実質公債費比率は良好な状態で推移しており、今年度の8.5%は早期健全化基準の25%から見て問題なし。

4、将来負担比率は、村の債務超過額が標準財政規模の3.5倍を超えているかの負担比率を算定した。

債務額、村債の現在高の元利償還金や職員の退職手当等。

財産、基金、公債費の交付税算入額等。

今年度の将来負担比率は、算定の結果、財産の方が債務額より４億６，２７８万４，０００円多く、債務超過にはなっていないので問題なし。

２、資金不足比率。

資金不足は発生しておらず、問題なし。

３、平成３０年度歳入歳出決算。

１、一般会計。

歳入総額は、３８億１，０００万円、対前年度比４，４００万円の増加。一方、歳出総額は３７億４００万円、対前年度比１億２００万円の増加となっている。差し引き額は、１億６００万円の黒字額であり、翌年度へ繰り越すべき財源１，９００万円を控除した実質収支額は８，６００万円の黒字であり、単年度収支額は３，３００万円の赤字額となっている。決算収支の状況としては良好な数値を示している。

次に、歳入総額の構成割合の主なものは、地方交付税３６．４％、村債１５．６％、村税１３％となり、今年度はＥＳＣＯ事業等に充当した過疎対策事業債の借入額が３億５，９００万円と大きくなり、村債の構成割合が高くなっている。依存財源である地方交付税や村債及び国、府の支出金の依存財源の歳入総額に占める割合は６７．７％と自主財源の３２．３％を大きく上回り、今後とも依存財源に頼る財政運営になっていくと考えられるので、国庫支出金や府支出金の特定財源の確保に努められたい。

次に、歳入総額の主な増減については、過疎対策事業債や水道事業一般会計出資債の増加で村債は２億３，３００万円の増加、災害復旧事業で国庫支出金７，４００万円の増加、臨時福祉給付金事業国庫支出金を１，８００万円の減少、前年度からの繰越金２，９００万円の増加である。ふるさと応援寄附金９，７００万円の減少、財政調整基金の取り崩し額２億円の減少、ふるさと応援寄附金の取り崩し額４，７００万円の増加、公共施設整備基金の取り崩し額２，５００万円の増加、教育施設整備基金の取り崩し額２，２００万円の増加、大阪府振興補助金、１，８００万円の減少及び村税３，５００万円の減少が主な内容である。

一方、歳出総額の主な増減については、総務費では、基金積立金２億４，３００万円の減少、ふるさと応援寄附金事業６，１００万円の減少、ＥＳＣＯ事業２億２，０００万円の増加、新庁舎関連事業３，８００万円の増加等が主なものである。民生費では、臨時福祉給付金２，３００万円の減少。衛生費では、国民健康保険施設勘定特別会計への繰出金２，４００万円の減少。商工費では、金剛山観光事業特別会計への繰出金４，４００万円の減少、文化遺産、観光トイレリフレッシュ事業２，３００万円の減少、景観向上整備事

業2, 300万円の減少。土木費では、道路橋梁整備事業3, 200万円の増加。教育費では、くすのきホール整備事業2, 000万円の増加。災害復旧事業では、1億600万円の増加である。

次に、財政状況については、財政構造のバロメーターである経常収支比率は88.5%と前年度の85%と比べて3.5ポイント悪化した。これは人件費の増加によるもので、公債費比率は7.5%で前年度の8.4%と比べ0.9ポイント低くなっている。

予算執行について。

今年度の補正予算、予備費の充当及び予算の流用等の状況を見ると、補正予算を編成した回数が13回と多い。また、補正予算額以上の不用額が生じている。予備費の充当及び予算の流用の運用が多過ぎるのと、充当受後や流用受後の受けた予算科目に受けた額以上の予算残額が生じているのが見受けられ、さらに充当や流用を受けながら他の科目に流用している状況も見受けられた。これは、当初予算編成を綿密に行い、補正予算や予備費の充当や予算の流用が安易に行わないようするとともに、予算執行の管理に努められたい。

基金の取り崩しについて。

基金条例に基づき、取り崩しを行い、厳しい財政状況の中で住民の満足度を高める施策や事業に取り組まれてはいるが、基金は過去の貴重な税金を主な財源として積み立て、将来のまちづくりや福祉の向上のために充当する目的を持っているので、基金の取り崩しは慎重にされたい。今年度の取り崩しに、目的基金にもかかわらず財政調整基金的な充当が見受けられる。

既存施設の大規模改修事業について。

現有施設の大規模改修については、存続か廃止か、また、存続するにも規模を縮小するか、統合するか等、住民の利用状況等を慎重に検討し、今後の財源見通しを立て、財政収支の健全性が保てる財政計画を策定し、取り組みを進められたい。

今後も、当面は人口の減少や高齢化、少子化が続くと考えられる。このような現象に伴い、村税、地方交付税の一般財源が減少していく傾向にあると考えられる。今後の行政サービスとまちづくりに村民が満足できる施策展開を図るためにも、中・長期的な財源見通しを立て、健全財政が維持継続できるように努められたい。

2番、特別会計。

1、国民健康保険特別会計（事業勘定）。

歳入総額は9億1,500万円で、対前年度比1億8,500万円の減少であり、一方歳出総額は8億8,700万円で対前年度比1億7,400万円の減少となり、歳入歳出差引額は2,800万円の黒字となっているが、単年度収支額は1,200万円の赤字で

ある。

予算現額と収入済額の差は2, 400万円の減少であり、この主なものとしては、保険料200万円の減少、府支出金4, 400万円の減少、基金繰入金700万円の減少、繰越金2, 600万円の増加となっている。

一方、予算現額と支出済額の差（不用額）は、5, 200万円の減少、保険給付費4, 500万円の減少、予備費600万円の減少となっている。

収支の均衡のとれた決算であるが、前年度からの繰越金4, 000万円で収支の均衡が保たれている。

繰越金を予算計上し、国民健康保険事業財政調整基金に積み立て、今後の国保財政のため、保険給付費の年度途中での増加に対処したり、また被保険者の保険料の急激な上昇を抑える等の調整財源に使用することを検討されたい。

2、国民健康保険特別会計（診療施設勘定）。

歳入総額は3, 000万円、対前年度比1, 200万円の減少。一方、歳出総額は3, 000万円、対前年度比1, 200万円の減少となり、均衡のとれた決算額になっているが、これは収支不足額1, 600万円を一般会計から繰入れを受けたことによるもので、特別会計としての独立採算にはなっていない。

診療施設の管理運営は指定管理者制度を導入して行っているが、診療所の受診者数は4, 005人、対前年度比349人の増加、9. 5%の増加であるが、平成29年度以前の受診者数を超えるよう指定管理者としての経営努力を求めること。

過去に借り入れされた起債の残額が4, 300万円あるが、毎年600万円の償還が今後7年間続くことになっている。一般会計の負担で償還するのであれば、一般会計の財政が健全なうちに一括償還をし、診療施設勘定特別会計への将来の財政負担を軽減することを検討されたい。

3、介護保険特別会計。

歳入総額は6億5, 300万円、対前年度比2, 600万円の減少。一方、歳出総額は6億4, 100万円、対前年度比300万円の減少となっている。

歳入歳出差引額は、1, 100万円の黒字額となっているが、単年度収支額は2, 400万円の赤字額である。

歳入については、予算額と収入済額に大きな開きはないが、歳出については保険給付費で1, 400万円の不用額が出ているが、収支均衡のとれた執行となっている。

介護給付費準備基金の積立額は、前年度からの繰越金3, 500万円を含め、4, 800万円の積立てを行い、今年度末現在高は1億2, 300万円となった。

今後において、介護保険のサービスを受ける有効需要が増加傾向にあると考えられるので、介護保険事業の中・長期運営を円滑に行うための財源としての基金の活用を図られたい。

4、後期高齢者医療特別会計。

歳入総額は1億900万円、対前年度比200万円の増加。一方、歳出総額は1億900万円、対前年度比200万円の増加となっている。

収支均衡のとれた決算額になっている。今後ともに後期高齢者医療の対象になる被保険者は、増加傾向にあると考えられるので、後期高齢者医療の被保険者と特に今後被保険者になる対象者の健康面に力を入れた一般行政における健康寿命を基本にした施策の充実を図り、中・長期的な財政運営に努められたい。

5、下水道事業特別会計。

歳入総額は2億2,500万円、対前年度比700万円の増加。一方、歳出総額は2億2,500百万円、対前年度比700万円の増加となり、収支均衡のとれた決算額になっている。これは一般会計からの繰入金1億300万円の援助があったもので、特別会計としての独立採算がとれていない。

下水道事業債現在高11億1,900万円。今年度の公債費の元利償還額は1億300万円。これは歳出総額の46%に当たる。一方の財源として下水道使用料は4,900万円で経常的管理経費の大半が一般会計からの繰入金で補填している状況にある。

今後の水洗化の進め方については、公共下水道整備と合併浄化槽整備の費用対効果を検討、研究し、未水洗化整備手法を策定されたい。

6、金剛山観光事業特別会計。

歳入総額は7,800万円、対前年度比6,400万円の減少。一方、歳出総額は7,000万円、対前年度比6,500万円の減少。歳入歳出差引額800万円は翌年度への事業繰越の財源としたので実質収支額は0円となった。

平成30年度から翌年度へ繰越明許費として金剛山ロープウェイ駅舎及び鉄塔耐震診断業務として800万円が繰越されている。

観光施設の利用状況は、平成31年3月15日以降休止、ロープウェイ利用者9万4,918人、対前年度比1万4,038人の減少。索道事業収入6,000万円、対前年度比900万円の減少。香楠荘宿泊収入2,900万円、対前年度比100万円の減少。香楠荘食堂収入1,900万円、対前年度比200万円の減少。

最近3カ年のロープウェイの利用者、索道収入及び香楠荘の宿泊収入、宿泊者がともどもに減少傾向にあり、設備の耐用年数から来る大規模な設備改修費等を考えて今後のあり

方、存続について十分な検討をすること。

以上であります。監査報告を終わります。

○田中議長 次に、報告第3号平成30年度健全化判断比率について及び報告第4号平成30年度資金不足比率についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました報告第3号及び報告第4号平成30年度健全化判断比率並びに資金不足比率の報告についてでございます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課長。

○中野人事財政課長 それでは、報告第3号平成30年度健全化判断比率及び報告第4号平成30年度資金不足比率について御説明を申し上げます。

まず初めに、報告第3号平成30年度健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、議会の報告と公表が義務づけられております4指標について御説明を申し上げます。

それぞれの指標におきまして、赤字がない、または算定されない場合につきましては、横バーで表示しております。また、下段括弧内の数字につきましては早期健全化基準を記載しております。

それでは、3枚目の裏面、総括表の②をごらんください。

まず、表左側の実質赤字比率でございますが、これは一般会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。平成30年度の算定結果はマイナス4.42となりました。これは、実質収支が黒字となったものでございます。

次に、表右側一番下の連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計のほか、特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。全会計とも赤字がなく算定結果はマイナス6.45となっております。

実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにマイナス算定であるため、総括表の①では実質赤字比率と連結実質赤字比率が横バーで表示しております。

次に、4枚目の総括表の③実質公債費率でございます。これは、地方債の元利償還金や一部事務組合等が地方債にあったと認められます負担金等の標準財政規模に対する比率でございます。過去3年間の平均をもって指標とするものでございます。平成30年度単年度の比率としましては、7.45178で、表中段右端にあります平成28年度から平

成30年度の3カ年平均の結果としましては、8.5%となり、昨年度の3カ年平均9.4%より0.9%改善をいたしております。

なお、実質公債費比率が18%以上の場合は、起債許可の団体となります。また、25%以上の場合は早期健全化団体となりますが、本村では基準内となっております。

最後の4ページの総括表の④でございますが、将来負担比率につきましては、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。地方債の残高、公営企業会計への地方債の元金に充てる一般会計からの繰入金、また退職手当の将来負担見込み額などを計算したものでございます。算定結果といたしましては、表の下少し見にくいですが、マイナス28.1%となっておりまして、将来負担比率は横バーで対応しております。早期健全化の基準が350%となっておりまして、これにつきましても基準内でございます。結果としまして、4指標いずれの比率につきましても早期健全化の基準を超えなかったということでございます。

続きまして、報告第4号平成30年度資金不足比率について御説明申し上げます。

これは、公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率でございます。下水道事業特別会計、金剛山観光事業特別会計のいずれの公営企業につきましても資金不足が発生しておらず、資金不足比率と算定されないことから、いずれも横バーとなっております。

以上、簡単でございますが説明いたします。

○田中議長 これより報告第3号、報告第4号について質疑に入ります。

ございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

次に、議案第64号から議案第69号の決算認定6議案について提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議案第64号から議案第69号の6議案は、平成30年度千早赤阪村の一般会計及び特別会計5会計の決算認定をお願いするものでございます。

平成30年度一般会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、去る8月2日、5日、6日の3日間にわたり決算審査をお願いし、8月6日に意見書の提出をいただきました。その結果につきましては、ただいま監査委員を代表して千福議員より報告いただいたとおりでございます。

細部につきましては、後ほど別冊の平成30年度決算概要実績報告書で説明いたしますが、私のほうから総括的な説明を会計ごとに申し上げます。

まず、議案第64号の一般会計歳入歳出決算でございます。

歳出決算額は、37億391万8,313円となりました。これらの財源としては、村税などの自主財源の確保に努めるとともに、国や府補助金、過疎対策事業債など財政支援制度を最大限に活用しながら財源確保に努めた結果、歳入決算額は38億955万6,396円となり、歳入歳出差引1億563万8,083円を翌年度へ繰り越しいたします。

決算収支の状況といたしましては、実質収支では黒字を堅持したものの、財政調整基金から公共施設等整備基金への積みかえたことなどにより、単年度収支及び実質単年度収支は赤字となりました。

自治体の財政状況を示す4指標に当てはめると、実質赤字比率や連結実質赤字比率は黒字決算のため該当せず、実質公債費比率は前年度9.4%から8.5%に改善されており、将来負担比率についても前年度と同様マイナスとなるなど、本村の財政状況は現時点ではおおむね健全な状況となっております。

しかしながら、村税などの自主財源は乏しく、地方交付税や国、府支出金などの依存財源に頼らざるを得ない状況が続いており、財政の硬直度を示す経常収支比率では88.5ポイントと前年度より3.5ポイント高くなっております。今後、生産年齢人口の減少に伴う税収の減や、新庁舎建設、老朽化した各公共施設の大規模改修などの費用が発生することに加え、金剛山ロープウェイの今後のあり方の検討いかんによっては決して楽観視できるものではなく、引き続き選択と集中による持続可能な村政運営を行ってまいり所存でございます。

次に、議案第65号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。

事業勘定の歳入決算額は9億1,527万8,167円、歳出決算額は8億8,703万3,805円、歳入歳出差引2,824万4,362円を翌年度へ繰り越しいたします。

施設勘定の歳入歳出決算額は、それぞれ3,032万7,312円でございます。

次に、議案第66号は平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は6億5,251万971円、歳出決算額は6億4,143万3,104円、歳入歳出差引1,107万7,867円を翌年度に繰り越しいたします。

次に、議案第67号は、千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

す。

歳入決算額は1億947万4,803円、歳出決算額は1億939万5,091円、歳入歳出差引7万9,712円を翌年度へ繰り越しいたします。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療といった村民の皆さんの健康にかかわる3つの特別会計については、保険料、国、府補助金や法令で定められた財源をもって事業を推進し、おおむね健全な運営ができたと考えております。

次に、議案第68号千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入歳出決算額は、それぞれ2億2,485万4,751円でございます。

次に、議案第69号は千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算でございます。

歳入決算額は、7,811万2,256円、歳出決算額は6,986万1,056円、歳入歳出差引825万1,200円を翌年度へ繰り越しいたします。

下水道事業及び金剛山観光事業の2つの特別会計につきましては、使用料や営業収入、赤字補填を含む一般会計からの繰入金をもって収支を維持いたしました。

以上、議案第64号から議案第69号までの6議案、一般会計と特別会計5会計の平成30年度歳入歳出決算認定につきましては、一括して提案説明を申し上げます。

よろしく御認定していただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 これより6議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員

提案いただきました平成30年度決算について、実質収支は8,632万4,000円の黒字であるものの、昨年の1億1,969万円に対して72%にとどまっております。健全化判断比率の4つの指標では、いずれも健全化基準の範囲内で、再建団体への危機は今のところ免れております。

公債費比率は、29年度9.4%から8.5%になり、健全であるものの、村財政当局としては経常収支比率は前年度から3.5ポイント増加して財政の硬直化が進んでいると判断しております。

このような厳しい財政状況の中でも、住民福祉の維持向上を進めつつ、新庁舎建設や認定こども園、ロープウェイを含む公共施設の改修を控え、健全財政を堅持していくことが大切だと考えております。

そうしたことに基づいて総括質問をさせていただきますが、まず平成30年度の村政運営についての評価を伺います。

平成30年度は、前年度の台風20、21号による甚大な被害で住民生活に大きな影響

が出ました。村は、災害復旧のために人員配置体制なども含め努力をしていただきました。災害復旧はどこまで完了したか伺います。また、最近の異常気象による大雨災害は頻繁に起こって、村内には府道や村道には傾いた木があり、今にも倒れそうなものもありまして、今後も災害対策に向けて関係機関と協議して防災対策が求められますが、どのような体制で取り組んできたのか伺います。

次に、道の駅の運営について。

平成30年2月、道の駅閉鎖を突然公表し、関係者、住民の反対の中、関係者が鋭意協議され、ちはやあかさかくらすによって運営されております。昨年からは「むらそにつく」や毎月20日のくるくる市など、小さいながらもさまざまな取り組みを行い、村外から訪問する人の立ち寄り場として、また地元住民の買い物施設として活用されております。村は、これをどう評価し、今後援助を強めていくのか伺います。

次に、この間の職員の不祥事について伺います。

役場職員による不祥事が相次ぎ、村の汚点ともなっております。住民の福祉向上に努めるべき自治体の職員としての自覚を身につけ、仕事ができるように、村としてどのように教育してきたのか。また、再発防止に向け、どのように今後取り組んでいくのかを伺います。

3つ目に、ロープウェイ問題について伺います。

ことし3月15日から運休されております。耐震診断の結果が出て、今後改修工事を進め継続をするのか、あるいは村の活性化、金剛山の活性化に向けて新たな道を探るのか、村の大きな課題となっております。8月9日の全員協議会で村長は、個人的にはロープウェイは残したいと答弁されました。継続するのも別の方法を選ぶのも、これからの村にとっては簡単に決断できるものではないと思います。国や府に協力を求めることや民間への協力も必要ではないでしょうか。村長は、ロープウェイを残したい、そのためにどんな努力を今考えておられますか、伺います。

最後に、村長は2004年7月、村長に就任以来、現在4期目となり、来年の任期満了まで1年を切りました。次期村長選挙に出馬をされるのか、現時点での御意見をお聞きたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 それでは、総括質問について答弁申し上げます。

平成29年度の災害につきましては、道路、河川で42件、農林関係で47件と甚大な被害が発生し、特に村道は6路線が路肩崩壊等により通行どめになるなど、村民の生活に

大きな影響を及ぼしました。復旧に当たっては、甚大な被害であったため大阪府から人的支援をいただき、また村としては災害復旧室を設置し、早期復旧に努め、全ての被災箇所の復旧を完了いたしました。平成30年度台風24号により被災した村道西峯学校線の復旧については、現在応急対応として、のり面に大型土のうを設置し、下流部の調整池のしゅんせつ及び基盤の調査を完了しました。今後、復旧工事に着手し、早期完成に努めてまいります。

次に、今後の災害対策の体制については、現在地域防災計画に基づき職員動員配備による防災体制を整えていますが、本村のような小規模自治体では職員体制にも限界があることから、今後の防災対策には特に自助、共助の面において、地域の防災対応力の強化を図ることが必須と考えております。今後、自主防災組織の育成や要配慮者の避難行動対策など、地域の防災力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、避難施設の整備など総合的に防災対策の充実を図ります。

次に、道の駅運営についてでございます。

暫定運営に至るまでの経緯については、平成30年3月の全員協議会でも説明いたしましたが、道の駅の再検討をするため、これまでの道の駅の受託者である楠公史跡保存会とは平成29年6月から話し合いを行い、さらに道の駅出荷業者の皆さんとも意見交換を行い、おおむね同意を得ました。その後、一般社団法人ちはやあかさかくらすとの協議を重ね、村民の皆さんに広く周知し、平成30年4月に道の駅を暫定的にリニューアルオープンいたしました。

道の駅の評価でございますが、今までの業者と比較すると非常に頑張っていると私は思っております。同時に、道の駅と農産物直売所の出荷者や住民代表の方々とともに検討委員会を立ち上げ、今後の道の駅のあり方について意見交換を行ってきました。また、民間事業者から運営に関する提案を求める市場調査を実施しているところでございます。その結果を踏まえ、次年度以降の道の駅の運営方針について検討してまいりたいと考えております。

次に、職員の不祥事についてでございます。

まず、このたび職員のたび重なる不祥事により、村民の皆さんの村政に対する信頼を著しく損なうこととなり、改めて深くおわびを申し上げます。

職員の教育につきましては、採用後、地方自治法をはじめとする法律研修や、職務に必要な専門研修など、職員の段階に応じてさまざまな研修を実施し、人材育成に努めてきたところでございます。今後の再発防止策につきましては、不祥事再発防止対策を検討するためのプロジェクトチームを立ち上げ、不祥事の原因となっている事象を中心に、職員倫

理、契約事務、組織体制の3つのカテゴリーに分類し、それぞれ改善に向けた具体的な取り組みを検討していくところでございます。

次に、金剛山ロープウェイ問題につきましては、可能な限り存続させたいとの思いもありますが、ロープウェイの収入などだけでは負担できない多額の工事費用が必要であり、慎重な議論が必要と考えております。一方、現在大阪府とともにちはや園地活性化のための市場調査を行っており、ここで民間企業の参入の可能性をしっかりと探ってまいります。その上で、事業の実現性や国、府からの支援の必要性など、議会の皆さんと十分議論いたします。

次に、村長選挙についてでございますが、決算の総括質問の趣旨にそぐいせんので、答弁は控えさせていただきます。私の考えについては、しかるべき時期に述べさせていただきます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございせんか。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、平政会5人を代表して4点の総括質問をします。

1点目は、今関口議員さんのほうからもありましたように、職員の不祥事案防止に対する教養などは…。村長は広報8月号に職員不祥事のおわびと題し掲載されているが、その後職員に対し具体的な教養などを行い、どのように防止策を図っているのか伺います。

次に、財政について、第1に本村の財政について伺います。

平成30年度の決算では、前年度からおよそ1億円の歳出増とのことだが、平成26年度と比較すると、約7億円の増となっており、一貫して拡大基調にある。税収が長期的に低落傾向にある中、本村には今後もそのような拡大基調を続けていく体力があるのか。また、歳出の節別推移を見ると、委託料は平成26年度比に約96%の増となっている。金額にして3.4億円ほどの増となっており、増加分の約半分を占めている。その一方、給与、職員手当等も20%弱の伸びとなっており、事業のアウトソーシングが逆にコスト増をもたらしているように見受けられる。委託料の増加についてどのように評価しているのか。

次に、地方債残高について。

現在高は、およそ35億円ほどであるが、村債管理基金は2.5億と大変心許ない。行政としてはどの程度の積み立てを目安として考えておられるのか。

次に、観光について。

第2に、観光について伺います。

金剛山ロープウェイが耐震性不足により運行を停止してから早くも半年になろうとしています。村のシンボルとして残してほしいとの声もあるが、運行を再開するにしても赤字体質そのままの運営体制では到底村民の理解を得られません。慢性的な赤字体質からの脱却のためには、場当たりの観光政策ではなく、長期的な観点に立ち、道の駅や楠公史跡などまで含めた包括的な観光事業計画を策定されるのが必要ではないかと思われるが、その点について行政の考えを伺います。

最後に、住民との信頼関係の構築について。

第3に、住民との信頼関係の構築について伺います。

観光、教育などにおける住民との協働において、行政と住民との間にさまざまなあつれきが生じていると聞き及んでいます。このままでは、行政と住民との相互信頼関係が失われてしまうのではないかと危惧しているところです。思うに、行政のほうからもっと積極的に住民の輪の中に溶け込んでみてはどうか。各地区で行われている喫茶に参加してもいいし、世代間交流や盆踊りなど、地域の行事に参加してみてもいい。住民との信頼関係がしっかりと構築すれば、さまざまな事業よりも円滑に進むはずです。

以上です。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 総括質問について答弁申し上げます。

職員の不祥事案防止に関する教養について、繰り返しの答弁となりますが、人材の育成につきましては、職員採用後、地方自治法や地方公務員法など、法律研修、政策課題、コンプライアンスなどの能力開発研修を職員それぞれの段階に応じて実施し、人材育成に努めてきたところでございます。しかしながら、職員の不祥事が発生するという残念な結果となり、まことに申しわけなく思っているところでございます。

今後の再発防止策につきましては、平成31年度4月16日に不祥事再発防止策プロジェクトチームを立ち上げ、不祥事の原因となっている事象を中心に、職員倫理、契約事務、組織体制の3つのカテゴリーに分類し、それぞれの改善に向けた具体的な方策や研修を検討しているところでございます。今議会の全員協議会において、その取り組み内容について報告させていただく予定をしております。

次に、財政についてでございますが、財政規模の増大につきましては、これまで手をつけることができなかった新庁舎建設事業やESCO事業、さらには災害復旧事業などの臨時的な建設費の増加に加え、財政規律を守る観点からこれまで財政調整基金のみに積み立てていた剰余金を公共施設等整備基金に積みかえたことから、予算規模が一時的に膨らんだものでございます。また、委託料につきましてもESCO事業や災害復旧事業に伴う業

務委託などの臨時的な事業により一時的に増加したものであります。

村債管理基金につきましては、今後の地方債残高の状況や将来収支見通し、他基金とのバランスも考慮しながら、計画的に積み立てを行う方針としております。

次に、観光についてでございますが、御指摘のとおり、今後は持続可能な観光施策を立てていかなければなりません。そのために、村税で補うのではなく、収益を上げるコンテンツをつくることが大切でございます。村の自然環境、楠公史跡などの文化観光資源を活かし、質の高いストーリー性のあるコンテンツをつくっていく必要があると思います。訪れた方々の滞在時間を延ばし、満足感を持ち、対価を払ってもよいと思えるコンテンツをふやすことが、持続可能な観光を実現する策となると考えております。

まず、観光協会や楠公史跡保存会を始め、担い手となる方を掘り起こし、ともにコンテンツづくりを進めてまいりたいと考えます。

次に、住民との信頼関係についてでございますが、住民との信頼関係は行政の基本であると考えております。住民への情報提供、村政への理解と関心を深めていただくことを目的に、住民等の団体より要請があれば、地域の老人憩いの家などのに赴き、事業などの説明を行うまちかど講座の実施、また、がんばる地域応援事業補助金により、自主性を持って行う地域住民活動の支援などを行っているところでございます。御指摘のありました内容につきましては、真摯に受けとめ、今後におきましてもより一層住民との信頼関係構築に向け取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第64号から議案第69号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第69号までの6議案については、7人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することにし、全員の議員を決算特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで休憩に入ります。決算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いいたします。3階研修室のほうでお願いいたします。

5分程度ですから、11時35分から再開をいたします。

午前11時30分 休憩

午前11時35分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○植木議会事務局長 御報告申し上げます。

決算特別委員会委員長に千福議員、副委員長に田中議員。

以上でございます。

○田中議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

なお、決算特別委員会は明後日9月5日午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうも皆さん、御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

午前11時36分 散会

令和元年第3回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

令和元年9月27日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田 中 博 治

2番 関 口 ほづみ

3番 井 上 浩 一

4番 田 村 陽

5番 千 福 清 英

6番 藤 浦 稔

7番 山 形 研 介

4. 欠席議員

な し

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局 長 植 木 朋 子

書 記 辻 元 絹 代

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 松 本 昌 親

副 村 長 清 水 秀 都

教 育 長 矢 倉 龍 男

人事財政課長 中 野 光 二

理 事 藤 本 佳 奈

地域戦略室長 赤 阪 秀 樹

総 務 課 長 日 谷 順 彦

会計管理者兼
税・債権担当課長 北 浦 信 行

住 民 課 長 池 西 昌 夫

健康福祉課長 尾 谷 浩

健康福祉課
健康担当課長 西 口 美 和

観光・産業振興課長 菊 井 佳 宏

施設整備課長 下休場 健 司

理事兼災害復旧室長 中 川 郁 雄

理 事 後 藤 崇 幸

理 事 上 田 知 弘

教 育 課 長 森 田 洋 文

7. 議事日程

日程第 1 議案第53号 千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例
制定について（委員長報告）

日程第 2 議案第54号 千早赤阪村印鑑条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第55号 一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当
に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第56号 千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者

負担額を定める条例等の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第 5 7 号 千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正について
（委員長報告）

日程第 6 議案第 5 8 号 金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正に
ついて（委員長報告）

日程第 7 議案第 5 9 号 千早赤阪村消防団条例の改正について（委員長報告）

日程第 8 議案第 6 0 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 5 号）
（委員長報告）

日程第 9 議案第 6 1 号 令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算
（第 1 号）（委員長報告）

日程第 1 0 議案第 6 2 号 令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第
2 号）（委員長報告）

日程第 1 1 議案第 6 3 号 令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）（委員長報告）

日程第 1 2 議案第 6 4 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定に
ついて（委員長報告）

日程第 1 3 議案第 6 5 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定について（委員長報告）

日程第 1 4 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決
算認定について（委員長報告）

日程第 1 5 議案第 6 7 号 平成 3 0 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算認定について（委員長報告）

日程第 1 6 議案第 6 8 号 平成 3 0 年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出
決算認定について（委員長報告）

日程第 1 7 議案第 6 9 号 平成 3 0 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入
歳出決算認定について（委員長報告）

日程第 1 8 議案第 7 0 号 令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 1 9 議案第 7 1 号 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設
置について

日程第 2 0 議案第 7 2 号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見
書について

日程第 2 1 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関す

る事項について

日程第 2 2 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について

日程第 2 3 一般質問

午前１０時０５分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名でございます。定足数に達しておりますので、令和元年第３回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○田中議長 日程第１、議案第５３号から日程第１１、議案第６３号までの１１議案につきましては、９月３日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに討論、採決を行います。

次に、日程第１２、議案第６４号から日程第１７、議案第６９号までの６議案につきましては、９月３日の本会議において決算特別委員会に付託しております。決算特別委員長より委員会の経過報告及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、１議案ごとに採決を行います。

それでは、議案第５３号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例制定について、議案第５４号千早赤阪村印鑑条例の改正について、議案第５５号一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の改正について、議案第５７号千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正について、議案第５８号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正について、議案第５９号千早赤阪村消防団条例の改正について、議案第６０号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第５号）の総務民生所管分、議案第６１号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、議案第６２号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第２号）の９議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

井上委員長。

○井上総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る９月３日の本会議において付託を受けました議案９件の審査を行うため、９月１０日午前１０時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第５３号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例制定について

て、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５３号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５４号千早赤阪村印鑑条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５４号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５５号一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５５号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５７号千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５７号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５７号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５８号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第５８号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第５８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第５９号千早赤阪村消防団条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。こ

のような経過を経て、議案第59号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第59号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）総務民生所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第60号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第60号の総務民生所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第61号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第61号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第62号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第62号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第56号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の改正について、議案第60号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）の文教建設所管分、議案第63号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る9月3日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、9月11日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第56号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例等の改正について、審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第56号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第56号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）文教建設所管分の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第60号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第60号の文教建設所管分は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の審査の結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第63号の質疑を終結した後、採決いたしました。採決の結果、全員異議なく、議案第63号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第53号千早赤阪村役場内簡易郵便局郵便切手等購入基金条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５３号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第５４号千早赤阪村印鑑条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５４号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第５５号一般職の職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第５５号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第５６号千早赤阪村子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定

める条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第57号千早赤阪村国民健康保険診療所条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第58号金剛山の里を守り育てる千早赤阪村環境条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第58号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第59号千早赤阪村消防団条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第59号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第5号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第60号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号令和元年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第61号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第62号令和元年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第62号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号令和元年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 続きまして、日程第12、議案第64号平成30年度千早赤阪村一般会計歳

入歳出決算認定についてから日程第17、議案第69号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括議題といたします。

それでは、議案第64号平成30年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、議案第65号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第67号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定についての6議案について、決算特別委員長の報告を求めます。

千福委員長。

○千福決算特別委員長　それでは、決算特別委員会報告をいたします。

去る9月3日の本会議において付託を受けました決算認定議案6件の審査を行うため、9月5日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第64号平成30年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第64号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、賛成5人、反対1人となり、賛成多数でありましたので、議案第64号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第65号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第65号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第65号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第66号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第66号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第66号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第６７号平成３０年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第６７号の質疑を終結した後、採決をいたしました。採決の結果、全員賛成となり、議案第６７号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第６８号平成３０年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第６８号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第６８号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第６９号平成３０年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査をいたしました。このような経過を経て、議案第６９号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第６９号については本会議において原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第６４号平成３０年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 私は、第６４号議案平成３０年度決算認定について、反対の立場から討論をいたします。

平成３０年度決算は、実質収支８，６３２万４，０００円の黒字であるものの、昨年の



1億1,969万円の72%にとどまっています。健全化判断比率の4つの指標では、いずれも健全化基準の範囲内で、再建団体への危機は今のところなく、公債費比率は29年度の9.4から8.5になり、監査委員の意見書でも健全化判断比率、資金不足比率など問題なしとしております。一方、財政当局としては経常収支比率は前年度から3.5ポイント増加し、財政の硬直化が進んだと判断しております。

平成30年度の村政運営は、前年度の台風20号、21号による甚大な被害で、住民生活に大きな影響が出ました。災害復旧の1年と言っても過言ではなかったでしょうか。職員数の少ない中、大阪府からの人的支援を含め、災害復旧室を設置し、復旧に努力し、ほぼ完了しました。その後の24号台風による保育園園庭を含む村道の崩壊についても、完全復旧に努めていただいております、今後も災害に備え防災対策が求められております。そのほか、役場内への郵便局の設置や高齢者、障害者、2歳未満の子育て世代などへのタクシー助成、定住促進など、住民サービス向上に努めるなど、評価すべき点もありました。

しかし、道の駅の運営については、前年度の閉鎖を発表したものの、関係者や住民の反対の中、ちはやあかさかくらすによって暫定運営され、小さいながらもさまざまな取り組みを行い、村外から訪問する人たちの立ち寄り場所として、また私ども地元住民の買い物施設として活用し、これまでにない活気を見せています。そして、村の情報発信基地としての役割も果たしてくれています。これらに対し、村はどう評価し、今後援助を努めていくのかは未定です。引き続き、援助を行うべきではないかと思います。

この間、役場職員による不祥事が相次ぎ、村の汚点ともなりました。全職員の半数近くが七、八年未満の職員が占める中、住民の福祉の向上に努めるべき自治体職員としての自覚を身につけ、仕事ができるように教育をすること、再発防止に向けた取り組みが必要です。不祥事再発防止対策プロジェクトを立ち上げたことが報告されました。しかし、その実践はこれからです。事務のクラウド化によるミスも報告されるなど、成果は見られません。

子ども医療費助成を18歳まで引き上げることや、バス運賃補助など、住民要求も残されたままです。厳しい財政状況の中、新庁舎建設や認定こども園、ロープウェイを含む公共施設の改修を控え、今後とも住民福祉の維持向上に努めていただきたいと思います。

私は、総括質問で村長に、来年の任期満了まで1年を切り、次期村長選に出馬されるのか伺いました。しかし、それには総括質問にそぐわないという理由で答弁がありませんでした。村長は、2004年7月就任以来、現在4期15年を過ぎました。現時点での村政の評価を御自身の思いを誠実に答えていただきたかったと思います。残念です。

以上述べました理由で、決算の反対討論といたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 議案第64号平成30年度千早赤阪村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

平成30年度一般会計の決算状況につきましては、村長の提案理由並びに担当課長等により説明を受けたところでありますが、厳しい財政状況の中においても限られた財源を生かし、各事業に積極的に取り組まれていることは喜ばしいことであります。特に、都市基盤整備としての村道整備や地区の課題解決のための特別補助金、防災拠点機能も備える新庁舎建設計画、村立中学校の安全対策工事など、地域住民の安心・安全な生活環境や福祉、教育の向上に努力されており、私は一定の評価をいたすものでございます。

今後も引き続き、厳しい財政状況が続くと考えられますが、安定した行財政運営を目指すとともに、住民福祉の向上に努められますようお願いいたしまして、平成30年度一般会計歳入歳出決算の賛成討論といたします。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第65号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 第65号議案国保会計の決算認定に対して意見を述べさせていただきます。

国保料の保険料については、引き下げるなど努力をしていただきましたことに評価いたします。しかし、国保診療所について少し述べさせていただきますが、平成29年度より、それまでのやすらぎ会から地域医療振興協会に指定管理が変更されました。29年度は、委託料1,700万円と当初の助成金1,500万円が交付され、その後も300万

円の追加補填が行われるなど、施設勘定決算額は4,300万円を超え、最終赤字は1,453万円になり、診療所会計の今後の心配されました。

村は、協会を協議を行っていただき、赤字額は村と協会での折半となり、村の負担を減らす努力をしていただきました。今回の平成30年度赤字額は、前年度より減額となりましたけれども、それでも1,394万円で697万円の赤字補填となりました。診療所の送迎体制をとり患者の利便を図るなど、経営改善に努力をされておりますが、まだまだ赤字は解消されそうにはありません。診療所は、村民の命と健康を守る上で大切な施設です。引き続き、経営改善に努力され、赤字が出た場合は協会と協議し、村負担を軽減するよう求めて意見いたします。

○田中議長 これより議案第65号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第66号平成30年度千早赤阪村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 第66号議案介護保険会計決算認定について意見を述べさせていただきます。

平成30年度第7期保険料は、村は年額6万9,730円、月額5,811円で、府下41団体中、高いほうから29番目、安いほうから数えて13番目に安い保険料となっており、努力していただいております。しかし、令和3年度より第8期介護保険改定に向け、その作業が始まります。この改定では、ケアマネジメントの有料化や利用料の2割、3割負担の拡大、要介護1、2級の総合事業化、自治体の実施することなど、また保険料徴収の年齢引き下げなども検討に入っていると聞いております。これでは、介護保険制度を大きく変質される改悪が次々と出されております。これでは、介護が必要になってもサービスを受けられない。何のための介護保険かと不安が広がるのも当然です。

村におきましては、引き続き介護保険料の軽減に努力されること、そして国に対して

は、介護保険制度の改悪を許さず、現行制度を守るよう要望していただくことをお願いし、意見いたします。

○田中議長 これより議案第66号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第67号平成30年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第67号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第68号平成30年度千早赤阪村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

これより議案第69号平成30年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計歳入歳出決算認

定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで休憩に入ります。

11時ちょうどから再開をいたします。

午前10時53分 休憩

午前10時59分 再開

○田中議長 再開をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第70号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第70号は、令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ115万8,000円を追加いたしまして、予算総額を39億705万9,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、消防施設保守点検業務や私立幼稚園への施設型給付に係る経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○田中議長 詳細説明を中野人事財政課課長。

○中野人事財政課長 それでは、議案第70号令和元年度千早赤阪村一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

総務費の職員福利厚生費につきましては、非常勤職員の労災認定に伴う補償費でございます。

次に、庁舎維持管理費の消防設備保守点検業務委託料につきましては、入札の不調により設計変更のため補正をするものでございます。

次のESCO事業支援業務委託料から民生費の子ども医療費の助成経費までにつきましては、消費税増税に伴う補正でございます。

次のページをお願いいたします。

教育総務費の教育振興費につきましては、幼児教育無償化に伴う私立幼稚園への負担金でございます。

次の、資料館費と給食センター関連経費につきましては、消費税増税に伴う補正でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

子ども・子育て支援臨時交付金と国庫負担金の施設型給付負担金につきましては、幼児教育無償化によるものでございます。

財政調整基金繰入金につきましては、財源不足分として69万5,000円を繰り入れるものでございます。

次に、雑入でございますが、労災認定に伴う保険料でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますが、消費税増税に伴い、商用機器等使用料につきましては、給食センターの脱酸素装置のリース料と、施設維持管理経費につきましては、ESCO事業支援業務委託料でございますが、それぞれ限度額を補正するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 施設型給付負担金についてちょっとお伺いしたいんですけども、こちら私立幼稚園への施設型給付ということなんですけれども、これは本村に私立幼稚園というのはないのかなと思うんですけど、もうちょっと説明をいただけますでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 現在、うちの村のほうから私立の村外の幼稚園に入園されている方が2名おられるということがわかりまして、今回2名分の無償化に伴う保育料等につきまして

の国からの負担金ということで、施設型給付負担金ということで計上をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ということは、村外の幼稚園に通っておられるお子様がいらっしゃるということですね。ということは、この負担金44万3,000円というのはどこに支出になるのでしょうか。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 今回、保育料の無償化の関係でございますけれども、上限額がお一人月額2万5,700円の上限額でございまして、その6カ月分という形になるんですけども、それのお二人分ということでございます。その分につきましては、国のほうが全額支弁するという形になりまして、今回御質問の施設型給付負担金の2分の1、そのほか特例交付金ですね、8ページにございますけれども、子ども・子育て支援の臨時交付金で措置されるものということになります。支出につきましては、私立の保育園に対してのうちの村からの支援という形になります。

以上でございます。

○田中議長 どうですか。

○田村議員 以上です。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 関連しまして、村外の私立幼稚園に通っておられる2名の子どもたち、上限額が2万5,700円でしたかね。これは、上限を超えてる場合は保護者負担となりますけれども、その辺は現在の上限内でおさまるのかどうか、把握していただけてたら教えていただきたい。

○田中議長 森田課長。

○森田教育課長 私立の保育料の詳細な金額につきましては、うちの教育課のほうでは現在把握はできておりません。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 私立の幼稚園がどれぐらいかかっているのかは、私も余りわかりませんが、保護者負担の軽減につながるということではありがたいことかなと思います。

それから次に、非常勤職員さんの労災認定がされましたけれども、この労災がどうい

ものであったか、内容を教えていただきたいと思います。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 健康福祉課に所属してます非常勤職員さんなんですけれども、現場へ向かう途中といいますか、公用車で向かうときに車のドアで指を挟まれて負傷されたということで、労災認定がおりるということでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今健康福祉課含めて、非常勤さんが非常に多い中で、こうした事故が多々予想されることもあったと思います。その非常勤職員さんの労災の補償とか、そういうのは十分この村の現状の予算措置でいけてるのかどうか、その辺も含めてお尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野人事財政課長 職員もそうですけれども、保険につきましては当然村のほうで一括して入っております。

今回につきましては、たまたま村の診療所のほうに治療に行かれたということで、本来であれば直接本人さんのほうに、労災認定がおりれば保険料が入るんですけども、診療所のほうへ直接行かれまして、診療所のほうが診療報酬とみなして治療費をとらなかったと。労災認定がおりるということでとりませんので、村のほうから直接診療所のほうにお支払いするということになっておりますけれども、そういったことで、それにつきましては当然認められれば、それなりの補償があるということでございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ほかにないようでございますので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第70号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第70号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第70号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第 70 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 19、議案第 71 号金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 議案第 71 号について、議案の説明の前に、本議案の提案に至った理由を少し述べさせていただきます。

ロープウェイは、耐震不足のため、ことしの 3 月 15 日から運休しております。ロープウェイの今後のあり方については、村民の中でもさまざまな意見があり、関心が高く、今後の動向が注目されているところでございます。

8 月に耐震診断の結果が出ました。今後、耐震工事を行い継続していくのか、また金剛山活性化に向けた取り組みを検討することなども含めて、議会としても閉会中でも集中的に審議ができるようにするために、特別委員会設置を全議員賛同のもとに提案することとなりました。

以上で案文の朗読をもって説明とさせていただきます。

議案第 71 号金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和元年 9 月 27 日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。賛同者、同じく井上浩一、同じく田村陽、同じく千福清英、同じく藤浦稔、同じく山形研介。

金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置について。

次のとおり、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会を設置するものとした

します。

記、１、名称、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会。２、設置の根拠、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０９条及び千早赤阪村議会委員会条例（昭和６２年千早赤阪村条例第２０号）第５条。３、目的、金剛山ロープウェイ等のあり方及び関連する事業などの検討を行う。４、設置期間、本委員会は議決の日から議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで調査を行うものとする。５、議員の定数、７人。

以上です。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 これにて本案に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第７１号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第７１号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第７１号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第７１号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

本件につきましては、閉会中に所管事務の調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで暫時休憩に入ります。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 19 分 再開

○田中議長 それでは、再開いたします。

金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○植木議会事務局長 御報告申し上げます。

金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会委員長に山形議員、副委員長に関口議員。

以上でございます。

○田中議長 以上のとおり互選されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第 20、議案第 72 号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 それでは、議案第 72 号高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第 13 条の規定により提出します。令和元年 9 月 27 日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員井上浩一。賛成者、同じく藤浦稔、同じく関口ほづみ。

なお、提案理由は意見書案文の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書。

東京・池袋で 87 歳の高齢者が運転する車が暴走し、母子 2 人が亡くなった事故以降も高齢運転者による事故が続いている。近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、75 歳以上の高齢運転者の死亡事故の割合は高まっており、単純ミスによる事故も目立つ。

警察庁は、昨年末時点で約 563 万人いる 75 歳以上の運転免許保有者が、2022 年には 100 万人ふえて 663 万人に膨らむと推計している。

こうした状況を踏まえ、国は 17 年施行の改正道路交通法で、75 歳以上の免許保持者は違反時や免許更新時に認知機能検査を受けることを義務づけたが、今や高齢運転者の安全対策及び安全運転支援の取り組みは待ったなしの課題である。

また、過疎地域を中心に、いまだ「生活の足」として車が欠かせない高齢者も多い中、自主的に免許を返納した場合などの地域における移動手段の確保も重要な取り組みである。

政府におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携しながら、総合的な事故防止策としての、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を進めるため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記、１、自動ブレーキやペダル踏み間違い時の急加速を防ぐ機能など、ドライバーの安全運転を支援する装置を搭載した「安全運転サポート車」（サポカーＳ）や後づけの「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」の普及を一層加速させるとともに、高齢者を対象とした購入支援策を検討すること。２、高齢運転者による交通事故を減らすため、自動ブレーキなどを備えた「安全運転サポート車」（サポカーＳ）に限定した免許の創設や、走行できる場所や時間帯などを制限した条件つき運転免許の導入を検討すること。３、免許を自主返納した高齢者が日々の買い物や通院などに困らないよう、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシーの導入など「地域公共交通ネットワーク」のさらなる充実を図ること。また、地方自治体などが行う、免許の自主返納時における、タクシーや公共交通機関の割引制度などを支援すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。令和元年９月２７日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第７２号につきましては、会議規則第３８条第３項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第７２号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第７２号に対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○田中議長 これより議案第７２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の井上委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の藤浦委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」との声多数あり）

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、一般質問に入ります。

それでは、第1番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき質問をいたします。

観光事業としての活用は。

村には、砂防施設として水分水越川、名称、水越川砂防環境整備事業、もう一つは千早くろとが川、名称、緑の砂防ゾーンくろとががあり、事業者は大阪府、富田林土木事務所であります。管理者は、双方とも千早赤阪村である。この2つの施設を村のにぎわいづくり、観光事業として活用できないかを担当者にお伺いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、観光事業としての活用につきまして、御答弁申し上げます。

まず、水越川砂防環境整備事業につきましては、平成4年度から平成13年度に大阪府が土砂災害や土石流対策とともに環境に配慮し、溪流整備とあわせて沿路等の周辺整備を行ったものでございます。現在の状況ですが、本村の管理となってきます沿路等につきましては、老朽化が激しい状況でございます。また、河川に触れ合い、水遊びができる小さな広場につきましても、本来砂防工事であります床固工やダム工などが本来の目的でできた広場であります。

また、千早にあります緑の砂防ゾーンくろとがにつきましても、大阪府が昭和63年度から平成20年度に砂防工事を行いました。それぞれの箇所につきましても、砂防施設であり、バーベキューなどの火気の使用は厳禁となっております、親水エリア等につきましても非常に小さいようなスペースでございまして、トイレや水道施設等を整備する予定も本村としては考えておりませんので、現在のところ本村の観光事業としての活用などは考えていない状況でございます。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 実は、この質問に至るまでの過程をちょっと聞いていただきたいと思います。今から述べます。

この2つの施設は、駐車場全て無料、バーベキュー可、水もきれいで子どもが遊べる川遊びの穴場スポットの一つとして、千早赤阪村川遊び場としてネットで紹介されております。これは水越川のことです。こういうところがほかに南河内で、特に河内長野ですけども、読み上げます。皆さん御存じの場所ですけど。

滝畑の湖畔のバーベキュー場、それから光滝のキャンプ場、それから花の文化園スプラッシュガーデン、もう一点は、くろまろの郷に川が横にあるんです、その石川遊び、この4つが上げられております。うち入れて5つ、これがネットで流されております。その中で、うちはこの水越川のほうは全部無料です。あとさっき述べました4つの点は、有料のところがあります。

そこで、実は8月4日日曜日、ネットで知りました、私が今スポーツ少年団の指導をしておりますけども、村のスポーツ少年団でそこへ行こうかということで、水越川へ8月4日に行きました。団員が今のところ13名です。父兄が中学生、高校生入れて大体25

名、指導者が2名だったんですけど、全部で大体30名近くで1日そこで遊ばせていただきました。そのときの内容と申しますと、一応火気厳禁ということは知っておりましたので、父兄には昼食を全部自分でつくってこいと。そして、何か遊ばせてやらないかなと思いましたが、井関さんのところでお願いにあって、マスを50匹買ってまいりまして、そこでマスを流して川遊びをさせていただきました。その日が日曜日でございましたので、ほかの家族連れがたくさんお見えになりました。その中でマスを流したもんですから、一緒に遊んでいただいたらいいなと思ひまして、喜んでいただいたんですけど、その中の家族の中でこういう意見が2つあったんです。「とても水がきれいで冷たくて、ことしも2回目のここへ遊びに来させてもらっている」、もう一点は、私たちが千早赤阪村の住民と知ってたんでしょね。「この時期でもいいから、済いませんねんけど、見てもうたら草がぼうぼうです」と。「何とかこの草を刈ってもらうわけにはいきませんか」と私に要望なさいました。そういうことを聞いて、今回この質問に至ったわけです。今の担当課の答弁では、いずれの場所の砂防施設であり、バーベキューなど火気の使用を禁止になっており、トイレや水道施設等を整備する予定もないため、観光事業としての活用は考えていないということでございましたけど、そこで3点について伺います。

1点目は、緑の砂防ゾーンくろとが、これは整備課に聞いたんですけども、年数回草刈りをなさっていると。私が今お願いしている水越川ゾーンはしていないと。管理者として、私の質問なんですけども、夏の時期で結構ですので、草刈りができないか。これが1点目。

2点目は、トイレの件なんです。うちは今のところ、課長のほうから、考えていないということをおっしゃいましたけども、現在トイレは水越トンネルの手前にトイレがあります。今は河南町青崩地区の老人クラブの皆様方が年数回清掃されてるということを聞いております。これが2点目。

次、3点目。管理者が村の管理するこの仕組みについて。

この3点、よろしく御答弁求めます。

○田中議長 菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 まず、私のほうからちょっと御答弁させていただきます。

まず、水越川、ネットではそういうふうに出とるような状況でございますが、看板の、うちが整備しました水越川公共駐車場のところにも、火気厳禁、バーベキュー禁止ということは書いておりますので、先生おっしゃるとおりでございます。その辺につきましては、若干看板が老朽化していたり、やっておりますので、できるだけ見やすく、わかるような感じで整備のほうはさせてもらいたいと考えております。

そして、水越川の公共駐車場のほうの草刈りにつきましては、うち施設整備課のほうがやっとなんですけど、いわゆる砂防地域のところにつきまして村ですんやけど、現実的には大阪府が道路の草刈りとあわせて整備のほうをやっとな状況でございます。この辺につきましては、回数をふやすなり、ちょっと府のほうにも要望をさせてもらいたいなと考えております。

そして、私も何回かあそこを通って見に行っとなんですけど、やはり駐車場の前のところの親水広場をイメージしてはるんかなと思うんですけど、そこで小さい子どもさん連れで何家族が来てるようなのを、たまにちょこちょこ見るような状況でもございますが、たしか対応の人数等になれば、やはり砂防ダムということでございますので、危険なところでもございますので、村としても積極的にPR等を行うことは、現状としては考えておらないような状況でございます。

それと、千早のくろとが川の砂防ゾーンのところのくろとがにつきましては、6月、8月、10月の年3回、草刈りや軽微な伐採業務などをシルバー人材センターに委託しております。今後も引き続き、限られた予算ではありますが、くろとがにつきましては金剛山登山口の玄関口でもあることから、景観の維持に努めてまいりたいと思っております。

そして、先生御質問いただきました309号の水越トンネルの手前の旧309号沿いのトイレにつきましては、所在につきましては千早赤阪村村域でございますが、河南町の要望などによりまして大阪府が設置されたトイレでございまして、トイレの管理につきましては、河南町が大阪府からの受託を受け、そしてトイレの掃除とかトイレトペーパーの補充などの日常的な管理等につきましては、河南町さんが青崩地区さんに再委託されているような状況でございます。河南町さんとしましても、多くの登山客などが利用されている状況でございますので、引き続き、地域の方の御協力を得ながら管理していきたいということを河南町のほうは言うております。

あと砂防の管理業務等につきまして、ちょっと施設整備課のほうから御答弁させていただきます。

○田中議長 下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 3点目の管理の部分、どこまでかということなんですけれども、維持管理につきましては砂防施設以外の施設の維持管理につきましては、村が行うとなっております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。



○山形議員　今回はゴーとなりましたんで、今から要望といたしますけども、今回の今の答弁で、2つの施設のちょっと違いというんですか、そういう違いは今の答弁で理解はできたんですけどね。私の願いとしては、ロープウェイという問題も今のところ大変なことを抱えておりますけれども、村のにぎわいづくりの一環として、事業者である今施設課長が答弁していただきましたけど、大阪府、富田林土木事務所の中に、老婆心ながらちょっと調べさせていただきました。維持保全課環境整備グループというのがあります。今回、大阪府あるんですけども、そこへ観光課とともに、環境整備課とともに、この件について協議をしてもらうことをお願いをいたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○田中議長　ありがとうございました。

第2番目の質問者、千福議員。

○千福議員　議席番号5番、議長通告によりまして一般質問をさせていただきます。

質問は2点ります。

1点目は、中学生の登下校を安全に、そして2点目、道の駅本格オープンはいつなのという形です。

1点目の中学生の登下校を安全に、につきましては、消防分署より中学校までの村道は、中学生の通学や農耕者の道路として利用されています。生徒の通学は、主に自転車による登校であり、最近はふえているようにも見受けられます。そして、私も農耕者の一人として、この村道を利用しております。この道路におきましては、カーブが多く、水路と並行しており、注意しての通行が基本であります。その上、道路西側の斜面は木の枝そして竹等が道路に覆いかぶさっている状況で、先の見通しが悪く、樹木の倒木の危険も想定されます。通学者の安全の確保のための対策を望みます。

そして、もう一点の道の駅本格オープンはいつなの、でありますが、道の駅ちはやあかさかは府下で最初の開設であり、昨年4月より1年後、本年4月よりの本格オープンを目指し、ちはやあかさかくらすさんにより暫定オープンとなりました。その中、さまざまな課題や問題のある中、イベントの工夫、開催やそして工夫により、最近は根づいてきたように感じられます。本年4月よりの本格オープンを期待しておりましたが、現在も暫定のままであります。一体いつになれば本格オープンができるかをお伺いいたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○田中議長　質問事項1番目の答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長　中学校の登下校を安全に、について御答弁申し上げます。

中学生の通学路であります村道赤阪城跡線は、日常管理としまして年間3回程度草刈り

を行っております。その際に、手が届く範囲の樹木の枝などにつきましては伐採を行っておりますが、現状は道路の端の樹木の枝が一部村道にまで伸びて、通行に影響を及ぼす可能性があるとの地元からも聞いておりますので、村教育委員会及び中学校とともに協議し、適切な村道の維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございました。

樹木の伐採については、対応のほうをよろしくお願いします。

そして、これから秋も深まってまいりますと、中学生の下校時刻の日暮れが早まってまいります。しかし、中学校から東阪集落までの間、照明灯などの明かりがないため、暗く、非常に危険と私自身は感じております。そしてまた、消防分署付近の交差点につきましては、府道やまた村道等の複数の道路から成る交差点になっており、交通事故の危険も感じられるところであります。そのため、照明灯の設置や通学路を示すグリーンベルト等の設置などの安全対策を望みます。御答弁をお願いいたします。

○田中議長 答弁者、下休場施設整備課長。

○下休場施設整備課長 今御質問ありました村道赤阪城跡線への照明灯の設置につきましては、現在照明灯の設置場所や農作物への電気による影響なども心配されることから、中学校及び地元にも確認しながら、設置の必要性を含めまして協議してまいりたいと思います。

もう一点、府道の東阪地区まで、交差点を含めまして暗いということにつきましても、富田林五条線の交差点から旧富田林五条線につきましての道路照明灯などを含む安全対策につきまして、今後大阪府へ要望してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 要望としたいと思います。

最近の自然災害などを踏まえて、中学生の登下校の危険を想定した対策について、村等でも実施に向けた検討をしていただきますように要望いたしたいと思います。ありがとうございました。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 それでは、道の駅本格オープンについて、につきまして御答

弁申し上げます。

まず、道の駅の主要部分であります駐車場やトイレにつきましては、平成30年度中に整備を終え、来村される皆様に現在御利用していただいている状況でございます。ただ、売店部分につきましては、暫定運営として、現在に至っているような状況でございます。新たな運営に向けては、道の駅農産物直売所、それぞれの出品者そして村民代表や事業者の方々と、道の駅検討委員会を立ち上げまして、道の駅のあり方などを一緒に協議してまいりました。検討委員会では、以下2つの課題が挙がっております。

まず、1点目でございますが、農産物の販売についてでございます。現在、御存じのように本村には農産物直売所の機能を持つ施設が2カ所ございまして、1つは村立中学校前の農産物直売所、そしてもう一つが道の駅です。しかし、道の駅しらとりやくろまろの郷、道の駅かなんなど、近隣には大型の道の駅や量販店がある中、売り上げを伸ばしていくのは困難な状況でございます。今後道の駅を検討するに当たり、今の村の財政規模等の体力を考えた場合、やはり将来的に村内で同様の機能を持つ施設を複数維持していくことは、とても困難な状況と考えております。道の駅と農産物直売所との連携は必要でないかと考えております。そのため、道の駅出品者と農産物直売所の出品者の皆様と一緒に検討委員会の場で議論を行い、これらの施設がどのようにうまく連携できるかを検討している状況でございます。

2つ目につきましては、地理的に本村の場合不利な状況ではございますので、来村者を他の施設に負けずに呼び込むためには、他の施設にはない本村ならではの魅力づくりが必要となります。極端に言えば、物を売るのではなく、地域情報や観光案内、また体験型イベントなど、ことを売り物にするような仕掛けが必要となります。近隣の大型施設が並ぶ中、本村のような小さな道の駅を継続させていくためには、これらの課題解決が必須となっております。2年間の暫定運営の検証も踏まえながら、来年度以降、道の駅の売店機能をどの程度維持するか、どのような条件で担い手を確保していくかにつきまして、結論を出していく予定でございます。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございました。

再質問をしたいと思います。

道の駅と農産物直売所の出品者や村民代表の皆さんなどで、道の駅の検討委員会を何回となく開催されていると思いますが、両施設のあり方などを協議そして検討されていると

思います。出品者の意見は、お互い膠着しているようだともお聞きしています。直売所機能の一本化はちょっと困難なちゅうんですか、ちょっとこれからいろんな、お互いの声の中でなかなか難しいような状況でないかと思われま。そのような状況の中で、本村では民間事業者からの自由な発想に基づく幅広い事業アイデア、事業公募における条件整備等に役立てることを目的に、道の駅ちはやあかさか及び農産物直売所運営事業に向けたサウンディング型市場調査を実施すると本村のホームページに載っていましたが、現在の状況などはどのような形なのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○田中議長 答弁者、菊井観光・産業振興課長。

○菊井観光・産業振興課長 今先生のほうから御質問いただきました、ホームページに載っていますサウンディング型市場調査についてでございますが、本村の独自で募集を行っている状況でございますが、今のところ現地説明会への参加や質問などが提出していただける事業者はないような状況でございます。また若干提出の締め切りまでは時間がありますので、現在見守っているような状況でございます。それと同時に、11月に国土交通省が所管しますサウンディング型市場調査へのエントリーも現在予定しております。そして、エントリーをするに当たりまして、現在行っているサウンディング調査と同じような内容ではなく、今国土交通省の担当者の方からもいろいろ御教示なりいただいておりますので、そういったことも踏まえながら、今後実施要領の見直しなどを現在検討しているような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 ありがとうございます。

要望といたしたいと思います。

近隣の道の駅の売店部分の運営は、取り扱う品物が地元野菜などの農産物がメインとなっていることから、ほとんどの施設が農協さんや、そしてまた農業者が組織する生産組合などが運営主体となっているように感じております。今般国土交通省のサウンディング型市場調査結果には、私も期待をしておりますが、現実的には誰も手が挙がらない結果となる場合もあるので、そうした団体やまた事業者にも声かけをしてみてはどうかと思います。そしてまた、検討委員会では先ほど言いましたような形の膠着状態の議論ばかりではなく、出品者の皆さんがしっかりと話し合っただき、そして早い時期によい方向性を出していただけるように、要望といたしたいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 ここで休憩に入ります。

13時ちょうどから再開をいたします。御苦労さまでした。

午前11時57分 休憩

午後 0時58分 再開

○田中議長 午前中に引き続き、再開いたします。

第3番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、通学バス全面無料化の請願への対応は。水分地区への自動車リサイクル業進出について。地域おこし協力隊の募集は。について御質問させていただきます。

まず、通学バスの件ですけれども、小吹台地区の保護者が中心となって、通学バスの無料化の請願書が提出されてから半年が経過しております。しかしながら、いまだ行政から明確な返答アナウンスというものは出されておられません。無料化の請願に対する行政の考えをお伺いいたしたいと思います。

続きまして、小吹台付近への自動車リサイクル業の進出を受けて、環境条例が定められました。しかし、またしても同種の事案が水分地区で持ち上がっております。地域住民との間で摩擦が生じることは十分に予見できるはずであり、事業者の進出以前に何らかの対策が打てる体制を整えておくべきだと思いますが、その点どのようにお考えでしょうか。

続きまして、3つ目です。今年度で第1期地域おこし協力隊の任期が終了となります。第1期以降、地域おこし協力隊の募集は行われておりませんが、任期終了を機に地域おこし協力隊を再度募集してはいかがでしょうか。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 通学バス全面無料化の請願への対応は、についてお答えします。

平成31年2月20日に村内外497人の署名による通学バス全面無料化の請願が、村長、村議会議長、教育長宛てに提出されました。その内容は、小学校への通学バスは保護者に負担を求めることなく運営されているものの、中学校への通学バスだけが有料となっていて、当該家庭にのみ大きな負担を求める結果となっており、通学バスの全面無料化を求める内容でございます。請願書にある憲法で定められている義務教育の無償の範囲は授業料のことであり、通学費は自己負担が原則となっております。村では、小学校は統合により通学が困難な地域へ無償で通学バスの運行を実施しております。今後、児童数の減少によりさらなる統廃合が課題となっていることから、教育環境の見直しが必要と考えられます。中学校の通学バスについては、利用者のニーズ把握に努めながら、小吹台地区以外の遠距離通学者への対応なども含め、総合的な教育施策を検討する中で考えてまいりたい

と思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

考えていきたいというふうに、ただいま御答弁いただきましたけれども、請願の提出から現在で、もう半年が経過しております。また、通学バスが導入してからもう相当年数が経過しておりまして、同じように、これまでも同様の要望があったというふうに聞いております。考える時間というのは、もう十分にあったと思うんですね。今回、500人に迫る署名を集めた上で、その請願が住民の側からあったということですから、それを重く考えていただいて、今行政に求められているのは具体的なアクション、そういう段階だと思うんです。通学バスが小学校では無償、でも中学校になると有償になる。これはやっぱり、保護者の皆さん、どう考えてもこれは疑問を感じられると思うんです。どちらも同様に、同じように義務教育なわけですから、保護者の方々が納得のいく料金体系であるべきなのかなというふうに思うんですけれども、その点についてお考えをもう一度お伺いしたいと思います。

○田中議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、1点目の、もう請願書が出されて半年たっても、まだ何ら回答がないということに対してですけども、もちろん教育委員会としましては生徒の安全や、また緊急を要する課題についてはもちろん迅速に対応しなければならないと思ってます。ただ、今回の請願に関しましては、本来は保護者負担であるとされている学校までの通学バスの料金を無料にしてほしいという保護者の請願であります。何も現在、教育委員会が一部の保護者に非常に負担を強いていることの改善ということではありません。ですから、早急に半年もたってまだ何ら回答がないのかということには当たらないのかなと思います。ましてや、こういった問題は、一度結論を出して何らかの改善をしたとすれば、恐らく二度と後退は難しいと思うんですよ。それゆえ、できれば慎重に村の村内の学校の施策全般を含めた上で考えていきたいというのが教育委員会の考えです。

もう一点、2点目の、小学校は義務教育であって中学校も同じ義務教育であるのに、小学校が無料であって中学校が有料というのは、どなたから見ても疑問を感じるのではないかと考えてございますけども、やはりそれにはそれなりの経緯、理由というものがあろうかと思います。

まず1つ、小学校や、幼稚園もそうですけども、統廃合が進んで、それまでは統廃合が

されるまでは歩いて楽に通えた学校に学校がなくなったと。つまり、歩いて通うには難しい、困難であるという状況からバス利用というのが始まっているわけでございます。そして、統廃合されたことによって、保護者に今までにない不利益がかかるというのは、どう考えてもおかしいだろうということで、無料ということにしております。これは何も本村だけじゃなくて、他の町でも同じことかと思います。統廃合によってスクールバスが運行された場合は、大体無料というのが普通かと思います。ただ、うちの中学校の場合は、もちろん同じ義務教育ではありますけども、たまたま小吹台から中学校まで路線バスが運行されていないということで、独自のスクールバスを出しているだけのことで、中学校自体は何も統廃合がされたわけでも、立地場所が変わっているわけでもありません。それゆえ、中学校と小学校が同じバスを利用しながら、片っぱは有料で片っぱが無料なのはおかしいと言うのは当たらないかと思います。

それから、この請願でありますけども、その請願の内容の中でこういうことが書かれております。大阪府下の他町村において、保護者に負担を求めている自治体は千早赤阪村のほかには存在しませんと。千早赤阪村は、こと教育という観点から府下の自治体に大きくおくれをとっていると言えますという、こういう請願の文章があるんですけどね。私、ぱっとこれ見せてもらって、非常に残念に思ったんですけども。もちろん自治体によって進んでいる部分もおくれている部分もあるということは否定しませんけども、教育に直接関係ある、例えば安心して学校で学習ができるというような、例えば校舎の耐震化にしろ、よい環境でという意味で空調設備の設置などは南河内ではうちが一番早かったんです、小学校も中学校も、もちろん幼稚園も含めて。まだいまだに小学校でも空調をやってないところがあります。そういう教育に直接連結する環境整備ならいざ知らず、本来保護者負担が当然とされている通学バスの料金が有料ということによって、本村が他の自治体に大きくおくれをとっているという、こういう言い方はちょっと、私としては非常に残念な点であります。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けします。

田村議員。

○田村議員 御答弁どうもありがとうございます。

おっしゃっておることはよくわかるんですけども、統廃合による、特に2点目ですね。1点目が、まず総合的に今後考えていく中で検討していくという、先ほど御答弁いただいた内容どおりで、2つ目が小学校の統廃合により不利益をこうむった保護者の方々がいらっしゃるので、通学バスは無料にしているということでしたけれども、もはや統廃合

が行われた時期、何年前ですかね、ちょっと僕も覚えてないですけど、相当年数が経過しているわけで、現在の保護者の皆さんからすれば、それはもはや余り関係のない話だと思うんですね。現在の保護者さんからすれば、やっぱり小学校は無料なのに中学校は有料と、そういうふうな、なぜそうなっているのかわからない、筋が通らないように思える。確かに、行政の都合としては小学校は無料で中学校が有料というのが、行政としては筋が通るというのはわかるんですけども、ただやっぱり保護者さん目線からすれば、それはやっぱり不合理に映るのではないかなというふうに思います。その点もう少し、やはり住民目線で、保護者さん目線で考えていただけたらなと思いますけれども、その点もう一度御返答いただけたらと思います。

○田中議長 答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 統廃合されてからもう13年目だと思うんですけども、年数もたっていて、その統廃合云々を理由に無料と有料を分けるのはいかなものかという御質問だと思うんですけど、ただ全体として考えていただきまして、村の村立中学校に通う生徒では、自転車通学または徒歩通学が非常に多くおられます。実際、スクールバスの定期、小吹台地区から利用される対象の方が37名おられまして、そのうち定期券を買われて利用するという方は7名だけなんです。それ以外は、みんな回数券、それも必要最小限の回数券を買われているということなんです。それはどうしてかといったら、まず自転車通学が非常に、女の子も含めて多いです。それから、小吹台からでなくても中津原や旧小吹、つまり小吹台と同じぐらいの中学校から距離のある方でも、徒歩通学の方もおられます。そういう自転車通学や徒歩通学者が多い中で、バス通学者だけが無料で安全に、楽に通学できるというのは、果たして公平性を担保してるのかという見方もできると思うんです。例えば、通学に必要な自転車は、親御さんが買い与えてるわけですけども、それに対しては村としては今まで補助も何もしてないわけですよ。それはもう完全に保護者負担になる。ところが、バス通学者は楽に安全に通学できて、その上無料であるということにすることが、年数がもう長くとってらるんだから、もう今の保護者からすればそういう有料は疑問だとおっしゃるんですけども、その辺は果たしてどうなのかなということを思います。

それからもう一つ、国で定めているバス通学の距離数ですよ、学校から自宅までの距離数は6キロなんですよ、国が定めている基準は。つまり、6キロ以上はバスを利用してもよろしいということなんですけども、実際この基準に当てはめると、本村では上東阪地区と千早地区と2つの地区だけなんです。それ以外は全て6キロ未満なんですよ、小吹台地区も、小吹地区も入れましてね。ところが、村では非常に起伏が激しい道であるとか、または道中非常に人家も少なく、さみしいところがあるとかという理由でバス通



学を認めているわけですので。だから、その辺のところも含めて、本当に村の学校の施策としてどういうふうにしていけばいいかというのを、もう少し時間をかけて考えさせていたいただきたいと思います。

それからもう一点は、もう義務教育、通学料金、費用がかかるのはおかしいという、きょうびはみんなそういう考えですよということですが、でも、ほかの市は遠いところはもちろんバス通学あるいは電車通学の人もあります。でも、それらは全て定期券は親が購入して、めったに定期代を無料にしていますというのは、僕はまだ聞いたことがないです。ただ、議員おっしゃるほかの自治体に比べてというのは、単なるそのスクールバスを動かしている町という意味でおっしゃってるんやと思いますけどね。ほかの大きな市では、全てそういうのは保護者負担となってるわけです。ですから、そういうことも含めて考えさせてください。だから、もちろん一気にそんなん無料というのは難しいと思いますけども、例えば軽減できるのか、できないのか、その辺のことも含めて、今後時間をかけて慎重に考えていきたいと思います。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

現状では、請願を提出されて、それに対するリアクションというものが現状では全くない状態だと思うんですね。やっぱり、実際署名された方からすれば、あの書面はどうなってる、署名したけれど、結局無駄だったのと今思っておられるわけですね。それに対する行政の考え方というのを何か、媒体はお任せいたしますので、何らかの形でお答えいただきたいというふうに思います。

来月からは幼児教育無償化が始まり、また来年からは高等教育無償化も予定されていると。大阪では、既に平成22年から私立高校が無償化されている。府として教育費の負担軽減が推進されている現在、この村としてもやはり負担軽減に向けた具体的な施策の、できれば早期の実現を行っていただきたいと要望いたします。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 水分地区への自動車リサイクル業進出について御答弁申し上げます。

議員御指摘の事業につきましては、主に中古車や車の中古部品を海外に輸出する、いわば古物商許可範囲内による事業を行い、事業が波に乗れば自動車解体業を行う予定とのことから、村環境条例第14条により事業者に対し事業説明会の開催を要請し、近隣住民や

水分地区の役員を対象に2回説明会を開催いたしました。

説明会では、さまざまな意見がございましたが、2回目の説明会終了後、水分区長が地区と事業者による協定書を締結する旨表明されました。現在、協定内容について事業者と調整中でございます。今後、特定事業者の事業進出をできる限り早く情報収集できるよう、村ホームページで特定事業者の事前相談について掲載させていただきました。また、近日中にチラシを作成し、近隣宅建業者に配布を行い、村環境条例のPRに努めたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 近隣宅建業者にチラシによるPRを行うということでしたけれども、大体どの程度の範囲で何件ほどを対象に考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○田中議長 池西課長。

○池西住民課長 近隣宅建業者にチラシの配布件数については、大阪府の宅地建物取引協会大阪府南支部というのがございますので、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村の約80件に対しましてチラシを配布し、PRしたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 わかりました。ありがとうございます。

チラシと別に、何かホームページでも特定事業者の事前相談について掲載されているということなんですけれども、なかなか見つけにくい。なかなかクリックを何回しても、現状は住民課の下にあるんですかね。幾らホームページに掲載したって事業者の目に触れないのでは意味がないので、その点について、何とかホームページの改定をお願いできないでしょうか。

○田中議長 答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 議員今御指摘のとおり、現在トップページのほうに各課の御案内がございまして、その中に住民課、次に暮らし・手続、次に住まい・環境、そして最後に特定事業者の相談は住民課までというふうな形になっておりまして、計5回パソコンのマウスをクリックするというようなことになっております。事業者の方が各課の御案内から住民課をクリックして見るのかというような疑問もありますので、現在村のホームページですけれども、トップページの一番上のところに産業・ビジネスというところがございます。そ

こをクリックしていただきますと、事業者の方へのページがございますので、3回クリックするだけで特定事業者の相談は住民課までというふうな形で、利用者の方にも検索しやすいような形に変更したいというふうに考えています。御理解のほどよろしく願います。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 事業が一旦始まってしまうと、事業者としてなかなかそう簡単に引き返すというのは難しいことなんですよ。ですので、大切なのは事業者がその特定事業を開始するその前に地域と話し合う機会を設けるということだと思えます。そのためには、やはり事業者が用地を検討している段階で、実際に事業を始める前、その段階で役場に相談に来ていただく体制づくりというのが必要になってくるというふうに思いますので、引き続きそういった視点から取り組みを継続していただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中議長 質問事項3番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 地域おこし協力隊の募集は、について御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊でございますが、現在2名の協力隊員につきましては今年度末で3年が経過しようとしております。地域おこし協力隊の活動状況でございますが、空き家対策におきましては移住希望者と地域とのマッチング等を通じて、移住・定住につなげるなど、着実に進めているところです。また、棚田保全におきまして、棚田の保全活動、耕作放棄地の耕作再開、棚田塾を通じた後継者の育成など、着実に取り組んでいただいているところであり、これまでの活動については評価しているところです。昨年度におきましても、活動状況について報告会を行いました。今年度も10月に起業に向けた来年の意向も含め、活動報告会の実施を予定しております。

今年度が最終年度であり、各隊員の今後における意向やこれまでの取り組み実績を踏まえ、必要に応じて起業支援も行ってまいりたいと考えております。新たな協力隊の募集につきましては、これまでの協力隊の取り組みや課題などを踏まえ、早い段階で判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

今、これまでの協力隊の取り組みや課題などを踏まえてというふうに御答弁いただいた

んですけども、こちら受け入れる行政側の取り組みとか課題とか、そういうものについても検証が必要なのではないかというように思うんですけども、その点について御答弁お願いいたしたいと思います。

○田中議長 赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 行政側の受け入れ態勢等の検証でございますが、協力隊につきましては人口減少や高齢化等の進行が著しい地域において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、定住、定着を図ることで意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化を図っていくことを目的として創設されたものであります。

これらのことから、検証については地域力の維持強化に努めていただくのはもちろんのことでございますが、協力隊としての活動後の定住、定着が最終的な目標となろうかと考えます。新たな受け入れ等につきましても、受け入れる場合、どのような分野でどのような体制で受け入れるかというのは、今後は十分検討する必要があると考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

やはり、地域おこし協力隊の、実際貴重な3年間を村で使っていただくということですから、やはりできれば地域おこし協力隊員のどういうことを村でしたいのかと。そういうニーズをしっかりと酌み取ってあげていただきたいなというふうに思いました。

ところで、最初の答弁で、早い段階で判断したいというように御答弁いただきましたけれども、早い段階というのは大体いつぐらいをめどとしてお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 受け入れ等の時期ということでございますが、仮に来年度当初から受け入れるというふうな状況になると、当然ですが当初予算の編成に間に合う時期になるかと思います。また、先ほども答弁で申し上げましたが、定住定着、そういった状況を見てということになれば、令和2年度以降ということも可能性はあろうかと存じます。

また、協力隊につきましては、現在非常勤職員ということで、来年度から会計年度任用職員になることから、期末手当の支給なども可能というふうな形になってくるかと思います。そうなりますと、その分の増加等がございます。現在、その増加分について国の財政措置等につきましては、この冬に出されるということも聞いております。これらを踏まえて、適正な時期に判断してまいりたいというふうに考えております。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございました。

来年度当初予算を考えていく時期という、なかなか余り日数がないのかなというふうに思っております。既存の枠組みにとらわれていまして、村は世の中からどんどん取り残されていくばかりなのかなというふうに思うんです。必要なのは変化であって、新しい発想を取り入れるという意味でも、積極的にこの外部の人材というのを呼び込んでいくべきではないかというふうに僕は思います。そのためのツールとして、この地域おこし協力隊というのは、まさに願ってもない、うってつけの支援制度ではないかなと思っておりますので、今後も継続的に募集していくという意味でも、できましたら来年度早々に第2期の地域おこし協力隊を募集していただくようお願いいたします。

以上です。

○田中議長 第4番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目としまして、庁舎等の備品管理とリサイクルを考えるということで、役場庁舎や村内の各施設にはたくさんの備品、消耗品が設置され、それぞれ管理されていることと思います。そこで、現状の管理体制と廃棄される際のリサイクルの状況や取り組みについて伺いたいと思います。

1つとして、消耗品の管理については、全体として決まりはあるのかということと、2つ目として、廃棄されるものについて、リサイクルの方法等決まりはあるのでしょうか、ということです。

2点目としまして、高齢者のごみ出し支援の現状ということで、高齢化が進む中でさまざまな問題が出てきておりますが、日常生活を営む上で、ごみの問題も重要だと思います。ひとり暮らしの高齢者にとって、自宅からごみ置き場に移動させるだけでも大変な作業で、1人ではできない方もいらっしゃると思われます。本村の現状と今後の対応を伺いたいと思います。

以上、2点についてよろしく願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 庁舎等の備品管理とリサイクルを考えるについて、御答弁申し上げます。

現在、備品や消耗品などの物品の購入につきましては、事務机や事務用品など各課で共

通して使用する共通物品は、総務課において一括して購入し、それ以外の物品については各課において購入し、管理をいたしております。物品の出納につきましては、財務規則において物品受け払い簿の整理などを規定されておりますが、実態として規定どおりに整理ができていないのが実情でございます。

このような状況を受け、平成30年度決算では、決算書の作成にあわせて改めて備品台帳の整理を行い、是正をしたところでございます。

現行の財務規則は、昭和39年に制定されたものであり、実態とそぐわない部分も見受けられることから、今後財務規則を見直すなど、物品の適正な管理体制の整備を進めたいと考えております。また、リサイクルの方法などにつきましては、特に決まりはなく、過去におきまして旧千早小学校が廃校となったときに発生した備品の一部を地元地区に無償譲渡したというふうな経緯がございます。不要物品の処分につきましては、売り払いやリサイクルの方法などの有効活用も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 再質問で、不用物品の処分については、売り払いやリサイクルの方法などを今後検討されるとのことですが、例えばシュレッダーで処理された紙なども、最近ではリサイクル処理が可能だと聞きます。役場業務では、大量のシュレッダー処理された紙が発生されると考えますが、普通ごみとして処理されている様子です。すぐに燃やしてしまうのはどうかと思いますし、有効活用はできないでしょうか。また、役場庁舎建てかえの際に伴い、多くの不用物品が発生すると思われませんが、それらの有効活用等はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○田中議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁申し上げます。

シュレッダーで裁断された紙につきましては、繊維が細かい紙ということでなかなか再生が難しい状況で、これまで燃やせるごみとして焼却処分をしておりました。しかし、近年製紙会社の技術の向上によりまして、再生困難であった紙類もリサイクルが可能となっております。御指摘の点につきましては、十分な情報がございませんので、他事例などの情報も収集しながら、その有効性やあるいは費用対効果などについて検討してまいりたいと考えております。

また、庁舎建てかえに伴う不要物品につきましては、廃棄処分するもの、またリサイク

ルが可能なもの、また売り払いが可能なものなどに区分いたしまして、費用対効果などを踏まえ、有効かつ適切な処分を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 済いません、要望でお願いいたします。

全体的な感想であります。役場、一般施設等をたまに見せていただくのですが、壊れたまま放置された物品とか、また長期末使用の用具がたまに見受けられます。限られた時間と人員の中で大変だと思いますが、大事な資産、財産であると思いますので、しっかり管理していただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、池西住民課長。

○池西住民課長 高齢者のごみ出し支援の状況について御答弁申し上げます。

高齢者のごみ出し支援につきましては、要介護認定を受けるホームヘルプサービスを利用されている高齢者につきまして、介護サービスの家事援助としてヘルパーさんにごみ出しを依頼することができます。また、ヘルパーさんの訪問がごみ収集日に合わない場合や、ホームヘルプサービスを御利用されていない世帯など、地域や親族の皆様に御協力いただいているところです。議員指摘のとおり、核家族化や高齢化が進むことにより、ごみ出し支援が必要な高齢者の増加が予測されますので、今後の高齢者施策の課題の一つであると認識しております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

再質問ですが、全国的に問題になっている課題でありまして、本村のような小規模自治体ではコスト等で厳しい面もあり、難しい問題であると思われませんが、少しずつでも前に進めないといけない問題であります。そこで、まず現状の把握が大事だと思いますが、そのような動きはあるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○田中議長 答弁者、尾谷健康福祉課長。

○尾谷健康福祉課長 再質問につきましては、健康福祉課のほうより御答弁申し上げます。

地域における困り事などの課題などにつきましては、村が村社会福祉協議会へ委託して

おります生活支援コーディネーター事業において、昨年度からモデル地区といたしまして千早地区において座談会を開きましたり、今年度は各家庭にアンケート調査なども実施している最中でありまして、各家庭の抱えている困り事の洗い出しや住民相互の助け合いの方法を模索しまして、今後支援を全村に広げていく計画でございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

再々質問になりますけど、生活支援コーディネーター事業を社会福祉協議会に委託されているとのことですが、現状どのような人員でどのような活動をどれぐらいの頻度でされているのか、また人数は不足していないのかお聞きいたします。加えて、地域ケア会議を開催されたとのことですが、どのような内容で結果はどうであったかを伺います。よろしく願いいたします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 生活支援コーディネーター事業の実績でございますが、平成30年度から高齢化率が村内で一番高い千早地区をモデル地区といたしまして、座談会をこれまで計3回開催いたしております。地域の皆さんと意見交換や今後の取り組みについて話し合っていました。

地域支援コーディネーター事業では、現在専属1名、兼務2名の計3名で実施していただいております。徐々にではございますが、村全体に活動域をふやせるよう、社協とも連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

千早地区におけるごみ出しの課題は、御近所の助け合いや御親族のフォローなどによりまして、課題としてはあるものの、地域の工夫、協力で取り組んでおられるとのことでした。

もう一つの、地域ケア会議でございますが、こちらは地域包括ケアシステムの構築に向けまして、介護保険事業者や地区福祉委員、民生委員や老人クラブなどの多種多様なお立場の皆様に集まっていただきまして、地域の課題やその対応などを話し合ってくださいることによりまして、地域の連携の強化をしていただく会議でございます。会議では、ごみ収集箇所まで遠い、収集場所の当番の掃除が難しいなど課題が出されましたが、地域での取り組みで一定解決できる問題もあるという御意見もあり、住民相互の取り組みの重要性が確認いただけたものと認識いたしております。

以上でございます。



○田中議長 要望をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

現状では、施策としてはスタートしたばかりということで、細かい点についてはこれから進められると認識いたしました。問題は、ごみ出しに限らず多岐にわたると思われませんが、迫りくる問題により、多くの人が協働で解決できるように願います。

以上です。

○田中議長 第5番目の質問者、関口議員。

○関口議員 関口ほづみでございます。通告に基づき、2点について質問をいたします。

まず、学童保育の充実のために、質問をいたします。

村は、赤阪小学校でも学童設置に向けた準備を進めるという方針のもと、今年度予算に建設実施設計委託料として300万円計上されました。また、学童保育連絡協議会補助金も前年度の2倍の300万円が計上され、内容充実に向けて大きく前進したと思います。

現在、千早小吹台小学校の学童は、学童保育連絡会として赤阪小学校児童も加わり、運営が成り立っております。ことし5月ごろに、赤小に学童が設置されるという話が明らかになって、関係者から現在の学童数が減少して運営はどうなるのかという不安の声が私どもにも寄せられました。私たちは、これまで赤阪小学校への学童の設置については、現在の学童保育の関係者とも協議して、存続できるよう要望してきたところでございます。そして、赤小から千早小吹台小学校への児童の送迎について、村として援助することも求めてまいりました。その上で、以下について質問をいたします。

まず、今回赤阪小学校への学童の建設準備に当たって、連絡協議会と協議をしてきたのか伺いたいと思います。

2つ目に、現在の学童について現状を伺います。現状で2つの学童となった場合、人数的にどうなるのかなども含めてお答えいただきたいと思います。

3つ目に、この間送迎について村に要望をしてまいりましたが、連絡協議会としての要望はどのようなものがあるのか伺います。

次に、赤阪小学校に学童設置を希望する児童は、現在参加している児童以外にどれぐらいおられるのかお伺いしたいと思います。

最後に、連絡協議会は自主運営で努力をしておりますが、赤阪小学校に学童を設置した場合はどういう運営形態となるのかお伺いいたします。

次に、高齢者の生活を豊かにするために、高齢者施策の充実を求めて御質問させていただきます。

高齢化社会の中でさまざまな支援に取り組み、長生きしても元気で暮らせるための施策に取り組んでいる自治体もあり、成果も出ています。村としても、高齢者への移動手段の一つとしてタクシー助成の実施や介護予防のための教室も行い、高齢者の外出の機会をふやすこと。介護予防教室の開催では、介護予防と介護保険給付費の削減につながっております。6月議会でも質問をいたしましたが、タクシー助成とあわせて金剛バス、南海バスの運賃補助も実施して選択できるようにできないか、再度要望いたします。

次に、高齢者ドライバーによる事故が多発する中、急発進防止装置の設置費用の補助についても6月議会で要望いたしましたが、担当課としてはそうしたことを周知されておられませんでした。今議会、先ほど村議会として高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書を採択したところでございます。村では、高齢になっても免許証をなかなか自主返納できない事情があります。急発進防止装置の設置費用の補助を再度求めます。

次に、加齢によって難聴となり生活に支障を来しているけれども、規定70デシベル以上の聴力があるために身体障害者と認定されないために、補聴器が必要であっても諦めているという人がたくさんいます。難聴で人の会話がうまくいかないため、外出することを控えて生活の幅が狭くなり、認知症につながる人がふえる中、加齢性難聴者への支援が認知症予防との関係でも注目され、補聴器購入助成などに取り組む自治体が広がっております。村でもぜひ検討していただきたいと要望をいたします。

ことし3月20日の参議院の財政金融委員会で、国において国立研究開発法人日本医療研究開発機構による聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究、こういう事業が始まっているということがわかりました。こうした研究によって、高齢者施策に補聴器購入などへの助成制度も検討されるのではないかと私どもは期待しているところでございます。高齢者に対する補聴器購入の補助の実施で、長生きしても豊かに暮らせるよう、村として支援するようお願いをいたします。

以上のような高齢者施策が、高齢者の生活を豊かにし、医療費の削減や認知症予防と介護保険の削減につながるのではないかと考えております。ぜひ御検討いただきますよう質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、森田教育課長。

○森田教育課長 学童保育の充実のためについて、質問要旨①から⑤に沿ってお答えをいたします。

赤阪小学校への学童保育設置につきましては、議会からの強い要望も踏まえ、昨年度から設置に向け検討しているところでございます。

まず、御質問の要旨①千早赤阪村学童保育連絡会との協議でございますけれども、本年

4月には役員・指導員の方と、5月には役員、保護者の方と意見交換会を開催しております。

次に、②の学童保育の状況でございますけれども、8月末現在59名が登録されており、8月の1日平均利用者は32名となっています。そのうち、赤阪小学校区からは20名の登録、1日平均8名の利用状況でございます。また、千早赤阪村学童保育連絡会へは本年度から村補助金を倍額の300万円に増額して、支援の充実に努めているところでございます。

次に、③の要望内容でございますが、現在の学童保育施設の修繕改修や送迎の支援などの御要望をいただいています。また、赤阪小学校へ学童保育を設置した場合は、千早赤阪村学童保育連絡会において運営はできないことなどの御意見もいただいています。

次に、④の利用希望については、現在利用している児童以外の希望者数は把握できていませんが、本年4月に実施した校区の保護者アンケート調査において、赤阪小学校へ学童保育を設置した場合は36名の児童が利用すると回答をいただいています。

最後に、⑤の運営形態につきましては、基本的には公設民営を想定しており、校区保護者の御意見を踏まえながら、具体的な運営主体を検討することとなります。今年度は、施設改修の実施設設計費を予算計上しておりますが、議員御指摘のとおり、保護者からさまざまな声をいただいております。今後も校区保護者のニーズ把握に努めるとともに、議会の御意見を踏まえて赤阪小学校への学童保育設置の必要性について改めて判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 関口議員には、まことに申しわけございません。今ちょっと録音の機械が故障しましたので、ちょっとここで暫時休憩を、森田課長いいですか。済いませんけど、ちょっと中途半端になりますけど、録音ができなければやっぱりだめですから。ここで暫時休憩。時間はわかりませんので、適宜トイレなり行ってください。お願いいたします。休憩いたします。

午後2時00分 休憩

午後2時05分 再開

○田中議長 再開をいたします。

再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 御答弁いただきました中で、これまで4月、5月に指導員さんたちと協議されたということでした。それと、議会からの強い要望のもとにという答弁もありましたけ

れども、確かに五、六年前にはそうした質問もあったかのように記憶しております。だけれども、私たちとしましては、前段でも言いましたけれども、今の学童保育というのは赤阪小学校の子どもたちを受け入れることによって運営が成り立っているということをずっと言うてきました。だから、そこを無視して、ぽんと飛び出ることがないようにということを言ってきたわけです。そのことで、協議の結果、今後あり方についても協議していきたいということでございましたので、そのこのところをぶれずにやっていただいて、今どういことが必要なのかということをもう一遍練り直していただきたいなど。それが私の願いです。そのことについて御答弁いただけたらと思います。

それで、長くなりますけれども、今の学童が設置されてもう約40年になるかと思います。私ごとになりますけれども、私もこの村に来まして40年そこそこになりますけれども、来たときは保育園もないし、学童もない。こんなところで子育てできるのかと悩みましたけれども、学童ができて、そして保育園も、よそに預けてましたけれども、村で預かっていただくことになりました。3人の子どもたちは、学童で育ち、学童のおばちゃんたちに育てられて、そして現在では孫たちも学童を利用しております。そのことによって、次へ次へと時代をつなげているということで、私はこの村は本当に、ここに来てよかったなという実感をしております。ですので、これまでのそうした皆さんの気持ちを大切に、これからもやっていただきたい。

それから、今の学童は村や教育委員会の配慮をいただいて、施設は学校の敷地内をお借りいたしまして、提供していただいて、そして暖房とかそういうことも大変協力をしていただいて、子どもたちが巣立っていきました。そうした公営ではないけれども、こうやって努力してもらっているというのは、みんな私たちも思っておりますので、自主運営ではあったけれども、やっぱり赤阪の子どもたちも受け入れようやないかということで、保護者によって送迎をして現在に至っておりますので、そのことを十分御理解いただきたいと思います。その上で、先ほど最初に言いましたけれども、今赤阪小学校に学童を設置するという結論ではなくて、皆さんの御意見も踏まえた上で、さらに充実して子どもたちが全村の子どもたちが受け入れられるような体制をどうしていったらできるのかということで、再考いただきたいと思いますが、その点について再度御答弁をお願いしたいと思います。

○田中議長 答弁者、森田課長。

○森田教育課長 議員の再質問にお答えをいたします。

今現在の学童連絡会さんの皆さんにつきましては、御答弁で申し上げましたとおり、4月、5月に意見交換会を開催させていただきまして、その折、議員おっしゃるとおり、これまでの歴史の中で、保護者の方が非常に苦労してきてこれまで来てるんだという御意見

をいただいております。まさに、我々教育課としても、これまで努力されてきて運営されているというところはしっかりと受けとめさせていただいたところがございます。その中で、やはり御要望があるところについては、まずは施設の改修、改善をしていただきたいというところ。今年度補助金を倍額して、その中でできるのかどうかというところも踏まえて、うちのほうからも見積もり、業者さんも呼んで、御要望の箇所を一定改修金額も算出をしておるところでございます。今後、うちの村が直接すべきなのか、金額によってはすべきなのか、一定の補助金の中でできるのかというところも踏まえて、御要望に対してお答えをしていきたいなと思っています。

それと、赤阪小学校に向けての学童保育設置に向けてでございますけれども、先月8月にも赤阪小学校で、2学期始まる前に保護者さんが小学校の清掃活動をしていただいたその後で、赤阪小学校に学童保育を設置することについての意見交換会をしております。一定20名不足だったと思うんですが、御参加をいただいたところがございます。その中でも、赤阪小学校にぜひとも設置してほしいという御意見はなかったということで認識をいたしております。やはり、これまでもそうですが、赤阪小学校区の保護者が望んで設置をしてほしいというところで捉えて、これまで準備を進めてきておるところでございますけれども、実際生の声をお聞きすると、そういうことであるということも踏まえまして、さらにやはり校区の保護者のニーズの把握をしていきたいというふうに考えております。少し今、アンケート等になろうかと思っておりますけれども、中身について今現在精査をしておるところでございますので、これから小学校へ上がられる幼児の方の保護者に対してもしっかりと、どういうニーズをお持ちなのか把握していきたいなと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 この40年近く、もう30年ほど前から赤阪小学校にもつくってほしいという声は何度かありました。しかし、自主運営でやること、小吹台でやっているということも検討しながらやったけれども、やはりそこまでには至らないということが何回かありました。そうした中で、やっぱり学童を必要とする子どもたちを何とか受け入れようということで、今の形が成り立っております。ぜひそのことについての教育委員会としての援助なりをしていただきまして、全ての望む子どもたちは受け入れられる方向で検討していただきますようお願いをいたしまして、この件については終わります。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 高齢者の生活を豊かにするために、について御答弁申し上げます。

バス運賃の補助につきましては、６月議会におきまして高齢者の移動手段の解消につながるかということも含め、今後公共交通協議会でも検討いただく旨御答弁させていただき、去る９月２０日に開催されました地域公共交通協議会において御意見を伺うべく、投げかけたところでございます。

次に、急発進防止装置につきましては、自動車販売ディーラーでの後づけ対応が進んでいないこと、また自動車用品販売店で取り付け可能な製品は、動作が不安定で誤作動も多数報告されていると伺っています。

以上のことから、補助金の交付は考えておりません。

また、補聴器につきましては聴覚に障害があり障がい者手帳をお持ちの人へは補聴器の購入助成の制度があり、村もその費用の４分の１を負担しております。この基準に該当しない人への村単独での助成は考えておりません。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ９月２０日の地域公共交通協議会での意見といいますか、そのときに村のほうから、バスの運賃補助も要望があるということをこちらのほうからは提案していただいたのかどうか。そのことについてどういう意見があったのかお尋ねをいたします。

○田中議長 答弁者、赤阪地域戦略室長。

○赤阪地域戦略室長 ９月２０日に開催されました地域公共交通協議会ですけれども、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、こちらからは協議会のほうにそういうふうなタクシーチケットを、アンケートの中でもバスでの利用ができないかとかというアンケートがございました。また、議会でも御意見がございました。その旨も伝えて、協議会のほうにはお話はさせていただきました。協議会としましても、今は投げかけさせていただいた段階でございますので、選択肢も広がるという意味合いからも、今後検討していくということでございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ６月議会のときには、バスの補助については金剛バスと南海バスの差もあって、なかなか難しいようなこともおっしゃってましたけれども、実際にやるとなると考え

たら、やり方はいろんなことが出てくると思いますので、高齢者の生活、外出の機会をふやすという意味では、ぜひそういうことを地域公共交通協議会においても検討いただいて、村としてもそういう方向を探っていただきたいとお願いいたします。

それから、急発進防止装置は、今御答弁いただいた中でいろいろトラブルもあるということ考えていないということでしたけれども、既に東京都ではやってるところもあったりしますので、村はほんまにもう70になったからもう運転はやめやということにはならないんですね、農作業をしたりすることもありますので。さっきの意見書の中にもありましたけれども、限定の免許証、そういうことも国において検討していただくようになるためにも、意見をぜひ上げていただきたいなと思います。

それから、補聴器の件ですけれども、確かに障がい認定を受けた人については、制度としてはありますけれども、そこまで行かない、私も少し難聴になってきましたので、皆さんに御迷惑もかけているかと思いますが、1回では聞かれへんから「え」と何回も聞き返して御迷惑をかけたりしておりますけれども、そういう人たちは早い時期からそういう訓練をして、そしてつけたら生活がもっともっと豊かになって、認知症予防にもなるということも専門家で言われておりまして、関東のほうでは補聴器の実際の品物を提供したり、補聴器の購入の補助をしたり、またほかの点でもやっておられてますので、ぜひそのことを再考していただきたいと思うんですが、御答弁はいただけるでしょうか。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 再質問の部分については、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、急発進防止装置またこの補聴器、中軽度の加齢性の難聴者の方に対する取り組みでございます。こちらにつきましては、やはり議案第72号で意見書も御提出いただきましたとおり、村固有の問題ではなく、やはりそれは国全体として高齢者の問題として抱える部分ではないかというふうに考えております。やはり、一定の基準で障害者の制度のみならず、諸外国のほうでは医療としての制度としての考え方もあり、議員が御説明されましたとおり、国のほうでも日本医療研究開発機構におきまして研究も開始されたということでございますので、村としてはこういった国の動きも注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 いずれの制度も、国の制度としてやっていただくことが大事なかなと思います。かつて、白内障の眼内レンズの保険適用も当初はありませんでしたけれども、地方か

らのいろんな運動によって保険適用がされまして、今ではもう眼内レンズの手術はもう当然のようにやられております。補聴器においても、自治体の助成制度を広げて補聴器購入の費用とか、それから保険適用で補聴器が購入できるように、これも10万円、20万円、片耳で20万円、片耳でもいけるとか、そういう研究も今進められているようですので、補聴器購入に保険適用ができるように、そうしたこれから国への働きかけもぜひお願いしたいと要望しておきます。ありがとうございます。

○田中議長 第6番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦です。議長通告に基づき、私のほうから2問について質問させていただきます。

まずは、災害に伴う府道の通行規制についてです。

今千葉県でも見られますように、近年の台風や豪雨などに伴う災害の発生状況を踏まえ、大阪府が規制区間の指定条件や規制基準の見直しを行ったことにより、府道富田林五条線の一部が通行規制されることになりました。通行どめにより、土砂崩落や落石に巻き込まれる事故は防げるが、村の主要な幹線道路でもあり、迂回される道路がないため、集落が孤立することになります。村の広報紙7月号では、東阪地区から千早地区間の4.2キロメートルが規制され、危険箇所は3カ所となっています。通行規制が発令された場合、次の4点の問題が考えられます。

1つ目は、孤立された集落の皆さんを支援するような手段を村として考えているのか。

2つ目は、連続雨量基準の150ミリに達することを予測し、通行規制の発令前に村B&G海洋センターなど避難所に避難させるのか。

3つ目に、緊急車両と役場職員や消防団員などは通行可能なのか。

4つ目は、通行規制箇所には通行できないように、通行禁止の柵の設置や警備員などを配置するのかなどを伺います。

次に、2問目ですが、村の防災体制についてです。

平成30年7月の西日本を中心とした豪雨では、気象庁から注意報や警報、市町村から避難勧告や避難指示などさまざまな情報が発信されましたが、受け手である住民に正しく理解されていたかなど、さまざまな課題がありました。また、災害が発生するたびに、そこに至るまでの防災・減災施策、避難勧告の発令時期や時間など、行政の対策や行政の責任が問われています。

村では、平成29年の台風21号、22号では道路や河川などに大きな災害が発生しました。平成30年には台風21号による暴風雨により倒木被害や大規模停電が発生し、多くの村民が避難しました。警報発令前から職員が事前配備につくなど、全庁一丸となって



対応されましたが、人的な問題など課題があるように思います。

こうしたことを踏まえ、国では住民が災害発生の危険度を直感的に理解し、的確に避難行動ができるようにするため、避難に関する情報や防災情報情報等の防災情報を、5段階の警戒レベルを用いて伝えることとなっています。

村の広報紙7月号では、防災情報の記事を掲載していますが、国や府が出す防災気象情報は5段階レベル1から5で、村からは警戒レベル3と警戒レベル4を発令し、避難のタイミングをお伝えすることになっています。村が発令する具体的な基準やマニュアルはどのようなになっているのか、また警戒レベル3では高齢者などの避難、警戒レベル4では全員避難となっており、地域の皆さんで声をかけ合って、安全、確実に避難しましょうと広報紙には掲載されているが、村の3カ所の避難所で対応することが可能なのかを伺います。よろしくお願いします。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、日谷総務課課長。

○日谷総務課長 府道の通行規制について御答弁申し上げます。

まず1点目の、孤立した集落の支援策についてでございますが、地域防災計画におきましては、集落等の孤立対策といたしまして、住民の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄の確保、また発電機や暖房器具及び燃料など防災資機材の整備を進めるほか、輸送手段としてヘリコプター離着陸可能な場所の確保などに取り組んでいるところでございます。特に、千早地区におきましては平成29年の大雨災害において一時的に孤立した経緯もあることから、地区内に新たな避難所整備を検討しているところでございます。

次に、2点目の通行規制前に避難所に避難させるのかについてでございますが、現在、住民の避難行動につきましては、避難勧告等判断伝達マニュアルに基づき、避難勧告などその状況に応じた避難情報を発令しております。結果として、通行規制前に避難情報を発令する場合がございますが、今回の通行規制に伴って改めて発令する予定はございません。

次に、3点目及び4点目の緊急車両などの通行は可能か、また通行規制箇所の対処についてでございますが、当該道路は府道であるため、通行規制の措置は道路管理者である大阪府の判断となります。大阪府に確認したところ、通行規制区間における緊急車両の通行は、安全確認ができれば通行可能ということでございます。また、通行規制箇所についてはバリケードなどで通行止めとし、警備員を配置するとのことでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

次の２点について再質問します。

府道富田林五條線の危険な箇所の改修はいつごろされるのか、ですが、五條市へのトンネル開通を要望するよりは、まずは目先の危険箇所の早急な工事を大阪府などに強く要望するほうが重要で急務ではないかと思います。

２点目は、以前から通行規制されている府道中津原寺元線や、河内長野千早城跡線の危険箇所の改修は進んでいるのか、また具体的な改修計画はあるのかお尋ねします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁申し上げます。

府道富田林五條線の危険箇所の改修についてということですが、大阪府に確認したところ、国道３０９号などの緊急交通路から優先的に実施しているということでございます。しかし、村といたしましては千早地区の避難行動に関する府道でございますので、府道富田林五條線の危険箇所の早期改修につきましては、大阪府議会の大阪維新の会、自由民主党及び公明党を通じて大阪府に要望しているところでございます。

また、府道中津原寺元線及び府道河内長野千早城跡線の危険箇所の改修につきましては、府道富田林五條線に続きまして改修していただけるよう、今後大阪府へ要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 要望ですが、いずれにしても村民の安全が一番であり、まずは村民の不安を払拭するため、情報を逐次提供し、安心を持ってもらうことを望みます。

○田中議長 質問事項２番目の答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 村の防災体制について御答弁申し上げます。

まず、村が避難情報を発令する際の基準やマニュアルについてでございますが、平成２８年１１月に策定いたしました千早赤阪村避難勧告等判断伝達マニュアルに基づき避難情報を発令いたしております。具体的な基準についてでございますが、気象庁が発令する大雨警報や土砂災害警戒情報などの気象情報を基本に、土砂災害の前兆現象など現地の状況を見合わせ、各状況に応じた避難情報を発令しており、大雨警報などの発令で警戒レベル３となり、高齢者などが避難する避難準備高齢者など避難開始情報、土砂災害警戒情報などの発令で警戒レベル４となり、全員避難する避難勧告または避難指示、大雨特別警報などの発令で警戒レベル５となり、既に災害が発生している状況で命を守る行動が必要とな

る災害発生情報を発令することになっております。今後も引き続き、災害から住民の安全を確保するため、その状況に応じた適切な避難情報の発令に努めてまいります。

次に、村の3カ所の避難所に対応可能なのかということでございますが、現在、地域防災計画に基づく指定避難所が6カ所ございまして、収容人員として1,460人収容可能となっております。仮に不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の避難場所としての利用拡大などにより、受け入れの確保を図るなど、対策を講じることとなっております。

以上のことから、現在の避難所といたしましては、基本的に対応可能と考えておりますが、千早地区におきましては平成29年の大雨災害において一時的に孤立した経緯もあることから、地区内に新たな避難所の整備を検討しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 ありがとうございます。

職員の皆さんは、日ごろから有事の際の行動については各自が習得し、村民の生命、身体及び財産を災害から保護するという重要な責務を担っていただいているが、実際に災害時に職員が迅速かつ的確に行動をするための体制はどのようになっているのかを、次の4点についてお聞きします。

1点目は、いつ何が起きるかわかりません。有事の際、公共交通機関や車での通勤が不可能とされた場合、役場に駆けつけられる職員は何人いるのですか。また、何時間あれば非常事態に対応できる職員がどのくらい出勤できるのか。

2点目は、村民からの被災報告などがその地区の小字や通名で通報が入っていることが多いと思われます。村内出身職員の多くは定年退職し、若手職員の多くなった今、職員研修などで村の道路や集会所など、各地区の状況は既に把握されていることと思いますが、そのような地区の小字や通名など、村民の側に立って把握されているのか。

3つ目は、8月31日の産経新聞朝刊に掲載されていましたが、摂津市では災害時には物資運搬や瓦れき収集など、運搬が不可欠のため、トラックの運転研修を行っております。村も非常事態に備え必要な研修ではないかと思いますが。

4点目、深夜に災害対応された職員も、午前9時から通常業務を行っているのか。また、職員の健康管理などを行っているのかをお聞きします。

○田中議長 答弁者、日谷総務課長。

○日谷総務課長 再質問について御答弁申し上げます。

まず、１点目の有事の際の職員参集についてでございますが、地域防災計画において災害時における職員の動員配備計画を定めておりまして、災害の規模により４段階の配備基準を設定し、村長の配備指令により参集をいたしております。参集可能人数や参集時間につきましては、そのときの異常気象の状況や被災状況にもより、一概には言えませんが、速やかに勤務場所へ参集することになります。なお、平成３０年度に実施した職員参集訓練では、徒歩で参集した職員のうち１時間以内が１６人、２時間以内が４８人で、職員全体の約６割程度を占めております。

次に、２点目の村の地域の把握についてでございますが、現在職員においては若手職員が多くなり、経験豊富な職員が減少しているのが実情でございます。災害時には、速やかに初動態勢を整える必要があり、経験豊富な職員の育成が不可欠です。地域の把握については、特に若手職員向けに今年度から地域の実情把握のための職員研修を実施するとともに、各所属長のリーダーシップのもと、日々の業務の中において現場に出向くなど、職員一人一人の意識づけに取り組むよう、庁内、幹部会において幹部職員に要請してまいります。

次に、３点目のトラックの運転研修についてでございますが、現時点で摂津市のようなトラックの運転研修は実施しておりません。現在、災害時における物資運搬などについては、公用車の軽ダンプを含む公用車を活用して対応している状況でございます。しかし、職員の中には軽ダンプに乗り慣れていない職員もおり、基本的には全ての職員が乗れることが必要かと考えております。トラックの運転研修につきましては、さきの若手職員研修や災害時の物資輸送などを想定した職員訓練などとあわせ、特にふなれな職員を対象に運転研修を早期に実施してまいりたいと考えております。

次に、４点目の災害に対応した職員の処遇と健康管理についてでございますが、異常気象時における職員の配備体制については、前日の夜から翌朝にかけて配備体制をとることがございます。配備体制解除後は、配備体制をとった職員については上司と相談し、それぞれの業務の状況に応じて休暇、休息をとるなど、健康管理に努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 ありがとうございます。

要望で。

村では高齢者が多く、またひとり暮らしの家庭も多いが、避難所まで避難する手だてを

考えてもらいたいと。また、村民の安全確保が一番の使命であるが、その前に職員の健康管理について上司は十分に配慮をしてください。また、知識や経験があれば、とっさの対応は全く違います。課長の答弁のように、日ごろからの防災が何よりも大切であることを組織全体でいま一度再確認していただき、最低限の行動がとれるように要望して終わります。

○田中議長 以上で一般質問を終わります。

本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 9月議会、どうもありがとうございます。

平成30年度の決算は、皆さんの御協力により承認いただき、まことにありがとうございます。

議員の皆様並びに住民の皆様に御迷惑をおかけしております史跡調査もやっと終わりました。続いて、附属庁舎の解体、新庁舎建設に取りかかる段階となっております。庁舎建設は、令和3年には完成予定ということでございます。今、庁舎のほうは、ほぼ解決いたしました状況でございますが、今度は金剛山観光でございますが、3月15日にロープウェイの運休以来、登山客は約20%程度減少したと思われまます。信越索道メンテナンスとの指定管理契約でございますが、ロープウェイの復旧はかなりの年数がかかると思われまますので、信越索道さんとの指定管理はロープウェイ、香楠荘ともに8月末をもって解除いたしました。あとはロープウェイ改修の可能性及び山頂のにぎわいづくりを推進し、早急に復旧できないか、可能性を皆さんとともに協議したいと考えております。

村にとって一難去ってまた一難ということでございますが、村の将来は必ず明るい信じ、困難な事態を解決していきたいと思っておりますので、皆様の御協力をお願いし、議会最終日の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和元年第3回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長

田 中 博 治

議 員

藤 浦 稔

議 員

山 形 研 介